

参議院地方行政委員会會議録第二十五号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十一時五分開会

委員の異動

五月二十七日委員杉山昌作君辞任につき、その補欠として森八三二君を議長において指名した。
五月二十九日委員徳永正利君辞任につき、その補欠として西田信一君を議長において指名した。
本日委員森八三二君辞任につき、その補欠として杉山昌作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
鈴木 壽君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
郡 祐二君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
西田 信一君
湯澤三千男君
秋山 長造君
占部 秀男君
小笠原三男君
加瀬 完君
松永 忠二君
杉山 昌作君

衆議院議員

内閣総理大臣

丹羽喬四郎君
川村 継義君

政府委員

法制局長官

林 修三君

法制局第一部長

山内 一夫君

警察庁刑事局長

新井 裕君

文部省管理局長

福田 繁君

自治省政務次官

渡海元三郎君

自治大臣官房長

柴田 護君

自治省行政局長

藤井 貞夫君

自治省選挙局長

松村 清之君

自治省財政局長

奥野 誠亮君

事務局側

常任委員

福永与一郎君

会専門員

自治省財政

松島 五郎君

局財政課長

説明員

本日

の会議に付した案件

○地方

議会議員互助年金法案(衆議院提出)

○地方

交付税及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○選挙

制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員

長(増原恵吉君) たいいから

委員会

を開会いたします。

委員の異動

について御報告いたします。

五月二十九日

付をもつて委員徳永正利君が辞任され、その補欠として西田信一君が委員に選任されました。

○委員

長(増原恵吉君) まず、地方議

会議員互助

年金法案を議題といたします。

御質疑のある方は

順次御発言を願います。

○加瀬

完君 この互助年金法案であります

が、私は御提案は

当を得たものだと思いますので、

もちろん賛成であり

ます。ただ、この問題ではいろいろ誤

解もありますし、

それから新聞なども、一部は若干批判がござ

います。これはむしろ提案者よりは自治省あたり

のPRが非常に不足しているのではないか。そ

こで政府当局に伺うのであり

ますが、地方公務員の特別職が、たと

えば町村長とか市町村長とか、あるいは

助役、こういう特別職は、退職金ももら

えば、あるいは互助年金以上のいい条件でやめたあとの給与の支給もあるわけですね。一般公務員はもちろんです。町村議員だけが永年勤続をしている場合、互助年金のような制度が施行されると、いろいろ物議をかもす。しかし、条件は国会議員と同じように兼職の禁止もございまして、相当きびしい。戦前でありましたら、あるいは戦後の早い時代でございまして、兼職もできましたし、いわゆる名誉職としての名実伴ったわけですね。今は名誉職といったような気持では、ほんとうの意味では地方議員は勤まらない。

これは国会議員と、まあ会議の日数は違いますけれども、その任務なり心がまえなりというのは少しも変化がない。変わらないと思えます。ですのに地方議員の永年勤続者にこういうものをやろうとすると、何かいろいろのやるべからざるものがあるように、また名誉職的な見方というものが強い。これは一般の人々に地方議員の任務というものを十分に理解させる必要がある、どうも市町村長などの関係には、割合にあたたかい見方をしておりますけれども、どうも議員に対しては自治省の見方も、やっぱり一般の世論をそのまま受けるのかどうか知りませんが、その間、差等があるように感ずるのであります。その点十二分なPRが足りないというように、そのための誤解がずいぶん多いと思えますが、いかがですか。

○政府委員(渡海元三郎君) 御趣旨も十分に承知しております。私たちが十分今後とも議員の職責の実情につきましても御趣旨の点、PRに努めたいと存じます。現在の地方自治法の給与体系におきましては、常勤の特別職に對しましては、ただいま申されましたように、一般公務員と同様な退職年金の制度あるいは給与制度が確立されておりますが、現在の地方自治法の給与体系の中では、非常勤の特別職、議員等につきましても、戦前の觀念のいわゆる名誉職的なものは付与いたしておりま

が、市町村議員であらうが変わりはな
い。たとえば、自治法によりましても
兼職の禁止その他の制約事項というも
のは、市町村長も議員もほとんど同じ
です。それならば、議員提案というふ
うな方法ではなくて、むしろ自治省自
体が、互助年金法でも何でもいい、議
員の職務を永年に勤続をした場合は、
こういう形で報奨をするという、ある
いは待遇をするというふうな、そうい
う方法を考へてしるべきじゃなかつ
たか。いろいろ議員提案に対してアド
バイスされた点は御説明になっており
ますが、アドバイスするのではなく
て、自治省がみずから提案すべき問題
ではないか、こう思いますけれども、
この点はいかがですか。

○政府委員(渡海元三郎君) この点、
現状に合わせまして議員立法よりもむ
しろ政府提案の形において出すべきで
はないかという点につきましては、御
承知の通り、国家公務員の共済年金制
度が確立しました現在、一日も早く地
方公務員の共済年金をこれに準じて訂
正すべきが当然でございます。私たち
もこれに對しまして鋭意努力して参り
ましたのでございますが、まことに申
しわけないのでございますが、一部国
庫補助の関係で本年も見送らざるを得
ない状態になりました。できるだけ近
い将来にこの問題を解決いたしまし
て、一日も早く国家公務員制度に合
うところの地方退職金の制度を打ち立
たい、かように考へております。もち
ろん、この際には私たちは政府提案の
形におきまして議員の年金制度もや
りたいと、かように考へておつたので
ございますが、この制度ができるのを待
たずに確立したいという気持もあつ

て、今日の議員提案になったものではな
からうか、かように考へております。
それらの点を勘案いたしまして、議員
互助会が発足される限りにおきまして
は、私の方は議員提案の形に持つて
いっていただくようお願いするの
が妥当ではなからうか、かように考へま
さいまして、その点、先ほども申しま
したように、御趣旨としては賛成でござ
いますので、事務その他につきま
して十分のアドバイスをさせていただきます
て、いけるような次第であります。

○加瀬亮君 くだいようですが、どう
も市町村長のやることは、おきめにな
ることは割合に大目に見る。また組合
などもあつて、議員のいろいろ出して
くることも、これもある程度話し合
いをつければならぬ。しかし、地
方議員なんというものはむだなことをき
めて、身勝手なことをやるんだとい
うような先入主があまりになるんじやな
いかと思う。そうでなければ、互助年
金などを議員立法をするまでのほん
とおられるはずはない。なぜなら
ば、国会議員などはそういうものがで
きている。もう十分に研究が済まされ
なければならぬものだと思ひます。
疑つて恐縮ですが、地方議員というも
のは市町村長より率が悪いのだとい
うものの方が潜在意識にでもありま
しては、それはなかなか事が解決しな
いと思う。といひますのは、兵庫県で
事務組合が退職金をきめた、それに
りますと、町長は一年から五年の退職
年数の者は、今まで一・五でありまし
たものを三にしまして、倍に引き上げ
た。助役、収入役も、それぞれ引き上
げたのであります。ところが、職員は

全然引き上げてないのです。六年から
十年の者も、数字を申し上げますと、
町長であれば一・六であつたものが
三・一、助役は一・六であつたものが
一・九五、収入役は一・六であつたも
のが一・七五、職員は〇・六であつた
ものが〇・六、もちろん議員はこの中
には入っておりません。名誉職とい
うことであれば、特別職である市町村
も助役も収入役もこれは名誉職なん
で、常勤ではあつても、むしろ退職手
当等を必要とするものは一般職員であ
るはずにもかかわらず、議員の場合は
全然上げない。で、事務組合で条例を
改正して、倍に上がったのは市町村
長、こういうことでは、これをそのま
ま自治省はお認めになると思ひますけ
れども、こういうふうなやり方をその
まま認めておられるのは、どうも市町村
長は何か特別待遇をするけれども、市
町村長というものはやっぱり執行部は
高く見る。高く見るというか、優位な
地位に見て、議員なんというものは数
も多いしするから十パーセント低く
見る、こういう見方があると云はざる
を得ない。この点どうでしょう。

○政府委員(渡海元三郎君) 市町村
長、助役と、常勤の者に対しては重く
見て、議員に対しては、何と申しま
すか、差等をつけておるのじやないか
という御意見でございますが、私たち決
してそのようなことは考へておりませ
ん。率直に御答弁させていただきます
なれば、私は民主政治の根本というも
のは、結局、地方自治になればなら
ぬと思うのです。国民の民主政治に對
するほんとうの教養というものを高め
る教室は地方政治にあるのだ、こうい
うふうにことわざでもいわれておりま

すが、そのためには、地方政治をつか
さどるところの理事者も、また議員も
ともに一般住民から信頼され、尊敬さ
れなければならぬと思ひます。しか
るに、率直に申しまして、残念ながら個
個の特定した議員というものの對しま
しては、わが国の民衆はみんな尊敬の
念を持つておりながら、抽象的に議員
という言葉だけを吐いたならば、何かそ
にまた一種の区別感ではございませ
んが、何と申しますか、差等をつけたよ
うな感じを持つておるの、まあ現在
の一般の觀念の姿ではないかと、か
うに考へております。この觀念を払拭
してほんとうに信頼される議員なり、
当局理事者が現われぬことには、ほ
んとうの民主政治は確立しないもので
はなからうかと、かように考へてお
るわけでありませう。そのために、地方
政治におけるところの議員の方々の職
責も、またほんとうに信頼する政治を
生み出すために、議員も信頼されるよ
うにならなければならぬと、か
うに考へております。この点、現在の自
治法制定の中にあつたところの二百
四条による退職金の禁止規定のとき
が、常識的に言はれるものです
が、常識的に言はれるもの、す
らに触れておるのだという意味から、
ちよつとしたものが大きく取り上げら
れ、しかも、それが監査請求などの事
例によつて現われるために、よく根を
掘り下げて聞いてみれば当然のこと
であつて、いよいよ議員に対する疑念を
深くするといふことが、それがいけ
ないことであるとかねがね考へておつ
たのでございまして、このために私
たちはあつたところの制度を確立しな
ければならぬと、か

に考へております。しかしながら、現
在の自治法におきましてはまだその点
にまでいっておりません。常勤の特別
職と非常勤の特別職との間には法制上
の区別がついておりますので、この点
もやむを得なかつたのではないかと考
へておりますので、今後とも御趣旨の
線に沿ひまして努力をして参りたい。
なお、ただいまの具体的な点につ
きましては、局長から答弁させていただきます
たいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 退職手当組
合の問題がございしましたが、この点は
一部事務組合として特別職たる執行機
関あるいはその他の一般の公務員につ
いて、これを対象にして実施をいたし
ております。いづゆる一時金としての退
職手当の共同運営の方式でございま
す。この場合においては普通一般の県等
におきましては、知事さん等がやめら
れる場合におきましては、普通の一般
公務員とは違つた歩増しの制度をと
まして、それぞれの機会に議会に諮
つてこれを決定するといふ仕組みで運
営されておるのが通例でございますが、
町村等の場合におきましては、この退
職手当組合の対象にいたしておるの
が普通でございます。その点で任期ある
いは職務の重要性等を勘案をいたしま
して、若干の歩増しをやつたといふ
のが御指摘のあつた点であらうと思
ております。その点まづ若干の歩増し
をするといふことは、職務の重要
性あるいは任期の問題等から見まして
これはやむを得ないところであると思
ひますけれども、一般公務員と違つて
あまりにも多額の歩増しといふものを
やりますことは、その点おのずから
自戒を求めなければならぬ問題では

ないかと考えております。今お話しになりました点、私、具体的内容は承知をいたしておりますが、一般的にはこのような運営が好ましいのではないかと、このように考えておる次第でございます。

なお、るる御指摘がございましたが、われわれといたしましては、決して議員というものを軽視して、執行機関よりこれを軽視するというような考えは毛頭持っておりません。それらの点につきましては、世論の動向その他につきましても一考をわすらす点があるかと思ひまして、それらを中心といたしまして、われわれ自身といたしまして、今後PRその他の点につきまして十分自粛自戒をいたして参りたいと、かように考えておる次第でございます。

○加瀬亮君 今の問題から直接関連もありませんが、逆に質問をいたしますが、町村長でありますと、在職年数が一年から五年で一・五の支給率が三・〇に上がっている。一般職員は三十一一年以上勤務しても〇・六五で変わりがなく、こういう条例改正というものを要するものとお認めになるかどうか、具体的なことで。市町村長を特別に考えておらないと言ふけれども、この条例をそのまま何ら注意もしないで通させるというならば、これは特別に考えていると言わざるを得ない。一年から五年の短い期間のものでも倍に上げて、三十一年以上も勤務した職員は一つも上がらない、こういうきめ方をお認めになられるかどうか。行政指導をなされないのかどうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私は、一般論として執行機関と議決機関の間に差を設けるというのか、考え方について区別をしていくと、議会あるいは議事機関というものを軽視していく、そういう考え方はいけないということを申し上げておるのであります。ただ、その他の常勤の職員の取り扱いにつきましては、町村長あたりについては、今も申し上げましたように、職責の点あるいは任期の点、また選挙でもって選出されるという点、それらの点を考慮いたしまする場合においては、一般職員に対してよりある程度のそういう歩増しと申しまするか、優遇措置を講じますことは、これは私はやむを得ないところではないかと、こういう意味で申し上げたのであります。

○加瀬亮君 それは認めます、その通り。それで今までは三役は一・五であつた。で、一般職員は〇・五であつた。一年から五年まで……。これが二十年以上の勤続者でありますと、今までは町村長は一・七であつた、それを今度は三・二にした。それで一般職員は〇・七であつたが〇・七、据え置きそのままで。変えるというならば、少なくとも二倍ないし二倍に近く三役を上げるといふならば、一般公務員だって若干上げなければ比率が合わないじゃないか。差等はある程度あるでしよう。ありますけれども、今申し上げたような差等をそのままにして、片方は一つも上げない、片方は二倍に上げると、こういうやり方をお認めになるというならば、これは町村長なり常勤の特別公務員というのに対して特別に考えているとしか考えられないじゃないか。

等と申すの指導方針はおのずから異なっております。一般公務員については、給与の關係あるいは退職手当の基準というものがつきましても、一般公務員と同様の措置が講ぜられることを期待をしていろいろやっておるのであります。特別職、特に町村長等につきましても、これは個々のいろいろ具体的な実情もござります。従来の取り扱い等の沿革の問題もござります。事実現に行なわれておる知事等の退職手当等につきましても、果によりましてその実情が個々具体的に違つておるようでありまして、そういう問題につきましても、何か一般的な統一規定を設け、あるいは統一規定を設けないまでも一つの基準を設けて指導するというのも一つの考え方でございますけれども、私たちがとしては、今のところ、それらの点について明確な基準というものをきめて、それを指導していくというところにはまだ踏み切っておりません。そういうような点から今御指摘になりました点につきましては、町村長の職分その他の点にかんがみまして、歩増しの制度を改めたということございまして、私たちの方といたしまして、その点について格別の指導をいたしておるわけではないわけでありまして、

給与の指導方針はおのずから異なっております。一般公務員については、給与の關係あるいは退職手当の基準というものがつきましても、一般公務員と同様の措置が講ぜられることを期待をしていろいろやっておるのであります。特別職、特に町村長等につきましても、これは個々のいろいろ具体的な実情もござります。従来の取り扱い等の沿革の問題もござります。事実現に行なわれておる知事等の退職手当等につきましても、果によりましてその実情が個々具体的に違つておるようでありまして、そういう問題につきましても、何か一般的な統一規定を設け、あるいは統一規定を設けないまでも一つの基準を設けて指導するというのも一つの考え方でございますけれども、私たちがとしては、今のところ、それらの点について明確な基準というものをきめて、それを指導していくというところにはまだ踏み切っておりません。そういうような点から今御指摘になりました点につきましては、町村長の職分その他の点にかんがみまして、歩増しの制度を改めたということございまして、私たちの方といたしまして、その点について格別の指導をいたしておるわけではないわけでありまして、

○加瀬亮君 格別の指導をしなくていいかということなんでしょう。というの、さっき政務次官の説明のように、今度の互助年金は、一般公務員の年金が成立した場合は、その中に流れ込んでいくでしょう。今互助年金に対する一つの批判は、結局一般公務員と同じ年金制度になれば、議員が勝手な要求を出して、たくさん公費を使うのじゃないか、互助年金そのものは形の上からは賛成なんだが、この次に来る一般年金に流れ込んだあとの公費の乱費をするものを作ることもおそろしいということをやっている。なぜそういうことを言ふかといへば、今兵庫県の一例を出すように、退職年金を改正する、町長は二倍にする、一般公務員は据え置きだ、こういうものを目的の前に見せられては、議員だって、町長があんなに取っているならば、われわれだつてもとを取つた方がいいじゃないか、こういう議論をする者も出てくるかもしれない。あるいは一般の人は、町長と一般職員があいいうふうな比率で退職金がきまるのだから、今度は議員の連中もあの町長と一般職員の比率のようにまたむさばり取るだろう、これは公費の乱費になつてたまるな、こういう批判が出てくる。だから、こういう問題を三対一であつたものが六対一になつた、これじゃひどすぎるじゃないかというように行政指導をしていけば、一般の人々も自治省があのような指導をしている限りにおいては、一般年金に互助年金が流れ込んで問題が起こるまいということになる。親切の不親切というものです、このような問題を見通してのこと、は。もう執行部は勝手なことをする、議会は勝手なことをする、こういう印象を一般の人々が受けております。今の互助年金の問題はないけれども、この次に来るものがおそろしいという不安感を持つ。持たしているのは、その一因を自治省がなっていることにもなりかねない、極端なことを言えば、三役は一・五であつた、一般職員は〇・五、それを三役は三にして一般職

員は〇・五、こういう改正を目の前に見せられては、これは互助年金にすらも不安を起すものになりますよ。でありますから、互助年金についてPRをなさると政務次官はおっしゃつて下すつた。互助年金でPRをするためには、こういううらばうらなきめ方に対して、もつと指導することを自治省はやつてくれなければ困る。この点でございますか。

○政府委員(藤井貞夫君) この点は先刻申し上げておりますように、年金とそれから一時金としての退職金、その点の取り扱いについては別個になつておるわけでありまして、ただ別個といひましても関連があることであります。一般の住民というのはそこらの区別をはつきり知つて議論するというわけのものでもないという点から見れば、執行機関、特に特別職関係について何か勝手なことをするというような印象を与える、そのことがひいては議員の今後の退職年金制度の運営についても危惧の会を与えておるといふこととございまして、これはわれわれの本旨とするところではございせん。御指摘の点につきましては、具体的な事例をさらによく調査をいたしてみまして、他の地方団体との均衡その他の点も考慮して、必要であると考えますれば適切な指導を講じて参りたいと考えております。

○加瀬亮君 さらに政府に伺います。一般公務員の共済制度に流れ込ませるときに、先ほど申しました通り、一部には互助年金が流れ込んでいた場合、たくさん公費が乱費されるんじゃないかという点がある、そうじゃないかという点をここで御

説明をいただきたい。

○政府委員(渡海元三郎君) 御承知の通り、国会議員の互助年金制度につきましては、国会法でも明記されております。それに基づきまして二、三年前ですが、互助年金に関する法案が通過いたしました。これの保証責任と申しますか、それは国庫が保証するという形になっておりますが、互助年金でございましたなれば、ほんとうに現在議員提案として出ております互助年金でございまして、その点何らの保証もないということでございます。従いまして、将来ともに長く永續する互助年金でありますために、どうしても確固たる法の裏づけをするために、幸いにして地方共済——一般公務員の共済年金制度にこれを統合したい、こう考えております。その際、経理は当然区別するように議員提案の法文の中にもうたわれておりますが、そのようにさしていただきますが、国会議員の互助年金等も勘案いたしまして、将来多額の地方負担がこれによって生じるというふうなことは私たちは極力避けていく考えで進み、また現実には五%という掛金によりましてもうそうなし得ると、かような確信を持って今回の議員提案にしても賛意を表しておるような次第でございます。

○加瀬亮君 一般の公費を、今提案されておる互助年金に出すことに反対ですか、賛成ですか。

限度があらうと、かように考えておきますので、全国的な議員の勤務の状態、また地方財政の勘案等によりまして、これをおのずから決定されるべきものだ、かように考えておりますが、現在提案になっておりますこの法案によりますと、将来約七、八年の間は、全然互助年金で一般の公費を使わずに運営できるものであらうというふうな計数的な計算も出ておりますし、また、これが赤字になった場合におきましても、そう将来の地方財政計画に非常に重圧をかけるといったようなものでない、かように考えております。

○加瀬亮君 私は公費は当然出すべきだと思う。非常勤と常勤の差はあったって公務員であることに変わりはないけれども、おのずから限度があるということは、非常勤や常勤の勤続年数、あるいは勤務の内容でそれが比率が違ってくるけれども、これは公務員でありますから出すべきだと思う。出すに値する仕事をするかしないかということは、議員個々にこれは考えてもらわなきゃならないことで、今の議員がどうだから、こうだからということを理由に一、二の例をあげて、だから公費を支出するということとはむだだという考えに立つてもらっては困る。当然出すべきです。そういう点でもう少し一般の国民に自治省はPRをしてい

○政府委員（渡海元三郎君） 一般の公費を出すことに對して、あなたが私たちは反対であるとか、かように考えておりません。ある程度のもを出すこともまた当然のことでなかろうか、かようには考えておりますが、おのずから

限度があらうと、かように考えておきますので、全国的な議員の勤務の状態、また地方財政の勘案等によりまして、これをおのずから決定されるべきものだ、かように考えておりますが、現在提案になっておりますこの法案によりますと、将来約七、八年の間は、全然互助年金で一般の公費を使わずに運営できるものであらうというふうな計数的な計算も出ておりますし、また、これが赤字になった場合におきしても、そう将来の地方財政計画に非常に重圧をかけるといったようなものでない、かように考えております。

○加瀬亮君 私は公費は当然出すべきだと思う。非常勤と常勤の差はあったって公務員であることに変わりはないけれども、六対一の割で支給するということには問題がありますけれども、おのずから限度があるということは、非常勤や常勤の勤続年数、あるいは勤務の内容でそれが比率が違ってくるけれども、これは公務員でありますから出すべきだと思う。出すに値する仕事をするかしないかということとは、議員個々にこれは考えてもらわなきゃならないことで、今の議員がどうだから、こうだからということを理由に一、二の例をあげて、だから公費を支出するということとはむだだという考えに立つてもらっては困る。当然出すべきです。そういう点でも少し一般の国民に自治省はPRをしていただきませんと、何か議員だけが互助年金というものを作って、自分たちが身勝手なことをしているという印象がありますので、この点は互助年金法が議員提案で通過いたしましたも、自治省は管轄内の所管の中の仕事でござい

ますから、一般にPRすることを御努力いただきたいと思いますが、これはいかがでしょう。

○政府委員(渡海元三郎君) 提案されました法案の中には、将来できます一般公務員の年金制度確立の際、これに統合するということが書いてあります。が、その際には私たちも十分政府提案として考えなければならぬのでございしますので、ただいまの点を十分心に入れまして、ただいまよりも研究も考へております。

○小林武治君 ごく簡単に御質問申し上げますが、この法案が実施されるとき、当然市町村等においては報酬の変動が行なわれる。すなわち、場合によつては高い方への平均化運動が行なわれる、こういうことが起こってくると思うんですが、この際、地方議員の報酬をある程度標準をきめるとか準則を作るとか、そういうふうな御意見は自治省にありませんか。

○政府委員(渡海元三郎君) ごもっともな御質問でございます。私たちも地方議員の報酬の標準額をきめるために、あらゆる調査とかそういうことに、あらたしたのでございますが、現在それを決定することは、非常に千差万別の給与状態にありますために、かえつて地方財政にもある程度の影響を及ぼすのではないかと思っております。今実施の段階に至っております。ただ本法案に基づきましての給与の引き上げということは十分考えられるところでございますので、先般来の一般公務員の給与の引き上げに伴ひまして、相当程度の地方議員に對します改訂も行なわれて参りましたので、現在こ

の法案によるところの給与の引き上げというようなことが起こらないように、十分の行政指導を加えて参りたい、かように考えておるような次第であります。

○小林武治君　どうしても私は町村等にこの制度を実施することは多少時期が早いというような気がいたしますが、たとえ任意の制度でありましても、実施されればどの町村も当然入る、入れればこの給与の平均化運動が起るといふふうに考えざるを得ない。それでそのために給与をさまたぐ方で上げて地方財政に影響を及ぼすということとは好ましくないと思うのであります。が、今お話のように、この制度のために給与がまた高い方へ平均化の運動を起すこと、こういふことにつづいては、ある程度、押えるという言葉は変でありますが、こういふことのないように実際に行政指導をされと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員（渡海元三郎君）　御趣旨の通り指導をいたしていく考えでおります。なお本法律案の制度過程におきましても、ただいまの御意見のような危惧の念、御意見のあったことも十分承知いたしておりますので、関係当事者にその当時から申しまして、そういった危惧の起こらないように十分連絡をとっておるような状態であります。本法案の成立の暁におきましては、あらためましてそういう方向に向かっていろいろの行政指導をいたしまして、本法案によって給与の引き上げというようなことの起こらないように努めて処置をして参りたいと、かように考えております。

○小林武治君 今の議員としての報酬等についても、地方公務員も、国会議員もいろいろなそういう規定もありま
すし、相当めんどろな問題であるの
で、将来の問題として地方議員の報酬
の準則あるいは標準、こういうような
ことについて何らか具体的の方策を講
ぜられたらどうかと思いますが、そう
いう注文だけを一つ申し上げておき
ます。

○政府委員(藤井貞夫君) ただいまの
点はいろいろむずかしい点もございま
すけれども、そうかといって、毎々一
般の公務員について給与の引き上げが
ございまして、それに伴い議員の報酬
の引き上げ等の問題が具体化してくる
と要らざる疑懼を起こすという点もご
ざいますので、私どもといったように
は、今、小林先生のおっしゃったよう
な方向でもって一つ積極的に研究をし
てみたいと考えております。

○委員長(増原恵吉君) 他に御発言も
なければ、これにて質疑は尽きたもの
と認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと
認めます。

これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らか
にしてお述べを願います。――別に御
発言もなければ、これにて討論は終局
したものと認めて御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないも
のと認めます。

これより採決に入ります。

地方議会議員互助年金法案を問題に
供します。本案を原案通り可決するこ

とに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増原憲吉君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原憲吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原憲吉君) 次に、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 藤井さん、ちよつと交付税のこと、ご説明いただけますか、今の小林さんの御質問並びにあなたの答弁に関連して、地方議員の報酬の問題でございますが、標準的なものを作るということがどうかというお話でございまして、一応今の交付税の中では算定の基礎となるその数字は出してあります。議員であれば大体月一万円くらい、それから議長は一萬五千円くらいの計算で出ておられるわけなんです。ところが、そういう意味においては、あなた方が考えておられる、何といひますかね、地方における基準財政需要額の算定の一つの基礎となる数字だけは出ている、こういうふうに考えることができるかと思うのです。そこで、一体こういう数字がそのままいいのかどうか、これとは別に今後基準を示すというふうなことになるかどうかという

ことになるのか、そこら辺一つ、これはあなたの方とそれから財政局の方からと答えたいだいたいと思ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘になりましたように、財政計画は一つの単価をきめてこれを基礎にしているわけでありまして、大体県等の関係あるいは市等につきましては、従来の実績の積み上げ等の関係でやっておりますので、そう非常識の単価にはなっておりません。ただ町村あたりは参りますと、これは非常に実態がまちまちでございまして、財政計画で認めております単価に比較いたしますと、その実態はとうていそこに及ばないようなきわめて低い実支給ということが行なわれておる実例がきわめて多いのでござい

ます。こういう点もございまして、それとやはり議員につきましても、その職責の内容なり、あるいはその他の執行機関の職責との対比なり、あるいは比較にはなりませんけれども、国会議員の報酬の問題なり、これらの点とあわせ考慮いたしまして何かのやはり基準というものは見つけ得るのではないかと、そういう基準を設定をいたしますことが、町村あたりについては報酬の引き上げということになる場合が多いと思ひますが、しかし、適正なものであれば、さういふ程度やむを得ない。先刻来問題になっております年度の互助年金法の改正を機として一般の報酬の引き上げが行なわれることは、これは好ましくありませんけれども、あ

るべき水準までやはり町村議員といえども持つて参るといふことは、これは別に抑制する必要はないし、むしろそこまできせんとするというのが、職責を分果たせる意味からいっても適當なことではないかというふうに考えるのであります。従ひまして、今の財政計画に盛り込んでおります単価といふものを全く無視するといふ気持はございせんけれども、先刻申し上げましたいろいろの要素を勘案をいたしまして一つの基準、それも法律でもって強制をしていくような措置は私は行き過ぎであらうと思つておりますけれども、一応のやはり適正な基準といふものを作つていく、そしてそれをむしろ理論的な問題として財政計画上の単価に持ち込んでいく、そういう方法で事柄を考

えていくということがいいのではないかと、そういう意味でございまして。

○鈴木壽君 少なくとも一つの当然算定の中にあるという数字といふものは、あなた方が考えておる標準的なもの、だといふふうになるわけなんです。ね。そうでないことはおかしなことになると思ひます。ですから、ここに一応、形はいろいろ標準をきめるとか、あるいは限度をきめるといふような問題については、いろいろな方法があると思ひます。だから私は標準をきめるなり、限度をきめるなりといふことをするといふ意味で申し上げるのではありませんに、今の段階においてもすでにこういうものが出ておるのは、都道府県の場合には普通の議員——これは去年の数字でありますから、あるいは今年に改訂になっておるかもしれせんが、普通の議員は月二萬五千円くらいのことにしておられるわけですね。そうしますと、これは一つの標準といふことに見ていいのではないかと思ひますが、これはさういふふうと考えて

どうなるのかということなんです。さらにこれが低いのだ、あるいは高過ぎるのだ、さういふのだったらそれについてどういふふうにお考えになっておられるのか、さういふことを実はお聞きしたいわけなんです。ですから、ある程度今はあなた方が財政計画にさういふ数字を出しておりますから、町村が財政計画なり、あるいは交付税のさういふ算定の基礎になっておるさういふ数字を尊重するといふ一つの考え方があれば、おのずと線は出ておる。これが事情に合うか合わないかということは別に問題がありますが、これは別としまして、現在においては一つの線が出ておる、さういふことに考えざるを得ないと思ひますが。

○政府委員(奥野誠亮君) 交付税の大小をきめます際には、一応あるべき所要額といふようなことではじいて参つてきておるわけでありまして。しかし、議員の報酬額をどの程度に持つていくかといふようなことにつきましては、いろいろな考え方があつたわけではございまして、さういふことから世論におきまして、議員の給与をきめていくことについていろいろと批判的なものがあつたわけでありまして。その際にどういふことをめどにするべきかということについて、自治省としても、ある程度の額を示すことはいかかものがあるか、さういふことをしばしば論議したのでございまして。財政再建計画の変更といふような問題にも関係を持つて参りますので、財政局としては、すみやかに府県議会の議員の報酬額等について、一つのめどを立ててもらいたい、さういふ考え方を参つてきたわけ

でございまして、いろいろな意味でさういふ意味のめどを自治省としてはきり立てるという段階には現在のところまだ至っていないわけでありまして。しかしながら、実績がかなり上がつて参つてきておりますし、どのようなところをめどを置くかといふことを、単に財政計画なり交付税計算だけでやっていますので、さしあたり昨年の十月一日現在の実績を基礎にいたしまして、財政計画の改訂を行なうということにとどめたわけでございます。それにいたしまして、従来のものをそのまま据え置きに置いて参りましたので、かなりな引き上げになつておるわけでございます。要するに、単に名譽職であつた時代から、今日の議会のあり方がかなり変わつて参つてきておりますので、さういふことにおいても報酬額に非常に大きな変更があるわけではございまして。この際にどういふところに置くかといふことについては、従来交付税計算において実績を基礎にしたがらあるべき所要額といふようなことでは算定をして参つておりますので、どちらかといひますと、実績に引きずられてきていくといふことは言えると思ひるのでございまして。さういふようなこと

でございまして、将来とも自治省としては、その点についてさらに突っ込んだ検討を加えながら考えて参りたいという気持でおるわけでございます。

○鈴木壽君 これはこまかい数字のことです。府県の議員は、三十五年度では大体さつき申し上げましたように二萬五千円程度だつたと思ひますが、市町村の場合は、一萬円程度だつたと思ひます。議長、副議長はちよつと上で

す。今年、三十六年度にはどのくらいになっておりますか。

○説明員(松島五郎君) 従来の財政計画では、三十五年度では都道府県の交付団体の議員報酬が二万九千九百二十六円とございましたのを、三十六年度は五万円と改めております。それから不交付団体では四万七千六百八十六円でありましたのを七万円と改めております。なお市町村では、一般の都市では、議員さんが一万六千二百八十八円とございましたのを一万五千円と改めました。それから町村の議員が、千七十四円とございましたのを二千五百円に改めております。これをものといたしまして、交付税におきましてそれぞれ単価改訂を行なっております。すなわち三十五年度の交付税では議員の報酬の基礎が二万七千五百円でありましたのをこれを財政計画と同じ五万円といたしておきます。それから市町村では議員報酬が、人口十万人以上の交付団体でございますが、従来一万一千円でありましたのを一万五千円に改めております。

○鈴木壽君 そこで、さっきのお尋ねをすることになるわけですが、これでは実態とは必ずしも一致しない面もあると思ひますが、特に不交付団体等におきましては、都道府県の議員のこれなんか、おそらく低過ぎるのではないかと申すのです。ですから、そういう問題はありますけれども、一応ここに三十六年度としての標準的な線は出ておるといふふうに考えていいのではないかと思ひますが、さらにこれを実態を調査し、あるべき標準的なものを示す、こういうことなのか。現在のこれで大体いいのだと、こういうこと

となのか。そこら辺どうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 現在の単価というのは、今御説明申しましたように、実績というふうなものを基礎としてやっております。実績といひましては、現実には交付団体等におきましてはさらに上回つてゐるということも、あるのも、これは事実でございます。ただ私たちがいたしましては、そういう実績の積み重ねといつたものではなくて、もう少しやはり理論的と申しては言い過ぎかもしれませんが、やはり議員の職責、それと執行機関の職員との対比、あるいは国会議員の待遇というふうなものをにらみ合わせてみて、まあ大体こういつたところがいいのではないかと申す。そういう面から一つ描き出してみよう、そういう努力をやはりやってみる必要があるのではないかと申す感じがいたしておるという点を申し上げたのであります。その要素をどういふふうによつていくかというところはなかなかむずかしいところでございます。今、財政局長からも申し上げましたが、一時何かやはりその基準を考へてみようじゃないかというところで、一応いろいろな角度から検討をしてみたいのでございますけれども、なお確信の持てるような案をまだ作り出すに至つていない現状でございます。そうかといつて野放図に、これは議員は特別職で議決機関であるからして、これは勝手にほおつておいてもいいというものではございませんし、そうかといつて、今町村の關係で申し上げましたように、二千五百円ということになつてゐる、これ自体は実はかなり上がつてきてはいますが、実態はもつとはるかに低いところがございます。

年間で三千円といつたようなところも実はあるわけでありまして。そういうものにつぎましては、いろいろな事情もあると思ひますが、やはり議会の議員としてあるべき報酬のめどというふうなものはどういふところだといふことを一つ今は基準として設定をしていく、こういう努力を続けてみる必要があるまいか。それが出て参りましたならば、財政の方とも相談をいたしまして、財政計画なり、あるいは交付税の単位費用といふこと方法があるのではないかという意味でございます。

○鈴木壽君 何といひますか、あるべきといひますか、理論的な、あるいは合理的なそういうふうなもの、一つの基準を設定すべきじゃないかという考へ方、これは一応わかりました。そうした場合、財政計画の中なり、あるいは交付税のこういう算定の要素として当然入つてくる、作用するといふふうな考へ方にならざるを得ないと思ひますが、そういうふうによつていくのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) それぞれの行政の担当部門から標準的な所要経費といふものが示されるようになって参りますと、政府としては当然それをもつて地方財政計画なり、交付税計算なりを行なうべきものだ、かように考へております。

○鈴木壽君 そうした場合のいわゆる標準といふものと、あるいはあるべきだといふふうによつて考へられたというふうなものと実態といふものは、これはまた相当差が出てくるのじゃないかと思ひます。その額を上回つた額の場合

もあるし、また町村の場合においては、ずつと下回つてゐるというふうなところが出てくるだらうと思ひます。特に今一つそういう例として、これは都道府県団体における交付団体、不交付団体等の今の額を示されたが、交付団体は、県会あるいは府会議員が七万円、これは現在、ことし不交付団体がどこになるかはつきりつかんでおりませんが、東京、大阪それから神奈川、愛知だらうと思ひますが、これはいづれも七万円以上ですね。特に東京、大阪の場合は、十万円をこえてゐるわけですが、これは非常に実態と合わないところになります。こういうところは、これは不交付団体だからいいのだといふふうにはおきません。これは、これはまた、実態はこうだからこれだけはやつぱり計上しなければならぬ、財政計画の上に、あるいは交付税の算定の一つの基礎として算定をしなければならぬといふふうに取り扱うのかどうか、そこら辺どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 非常に率直なお話をいたしますと、議員報酬をどうするかといふことで何度も考へ方を実は変えております。しかし、財政の面からすぐ議員報酬——従来の算定と非常に大きく変わった数字、そしてそれを考へてあるべき給与額だといふふうにしていくことについては問題があるのじゃないかといふような気持を持ち出したわけでございます。そこで、議員報酬につきましては、県議会にありましては、昨年の十月一日現在の実績で、これで財政計画の計算をせよ、こういうことにしたわけでございます。そうしますと、不交付団体について、はるかに大きい数字を上げなければならぬ。あまり低過ぎる。そうなつても問題でございますので、先ほどのような数字にとどめたわけでござい

ます。将来やはり議員報酬につきましては、行政局の方で適当な報酬額というものを検討してもらひまして、それを基礎にして指導に当たるなり、計画の資料にしていくの考へを持っております。最近、議員報酬の引き上げの動きといふものがかなり急激であつたといふふうには私たちが思ひつてゐるわけでございます。もともと議員が名譽職といふに法定されておつた時代から、その後制度的にも変わつてきておりますが、現実には報酬改訂が行なわれたといふものは、かなり急激であつたといふようなことが、このような問題になつてきておると考へております。

○鈴木壽君 理屈の上ではきつと割り切れなところがある場合も出てくると思ひます。たとえば、三十六年、都道府県の場合に五万円と見た。しかし、今現在で五万円とどまつておるところはあまりありませんね、都道府県の議員の報酬が。おそらく五万円といふところは、幾つくらいあります。全部それより上じゃないですか。ちよつと下回つたところは、二、三あつたと思ひますが、そこでその実態ちよつとわかりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私の方で今持つております資料によりますと、五万円以下のところが二十府県あります。

○鈴木壽君 五万円以下といふのは、五万円も含めてですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 五万円も含めました。

○鈴木壽君 ですから、五万円を線

引いて、四万円何がしと五万円何がしと線を切った場合に、いわゆる五万円に達しないところは……。

○政府委員(藤井貞夫君) 五万円に達しないところは八果ございませう。

○鈴木壽君 とうした場合には、やはり財政計画としては、かりに五万円を上回るものはたくさんあっても、一応五万円にとどめるべきだというふうにやはり考えておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほども申し上げましたように、十月一日現在の実績で財政計画の数字をきめるわけでございます。

○鈴木壽君 そこで一つ別の問題に移りますが、統一単価表のことなんです。が、昨年とことしは、給与費関係のことは別にしまして、建築工事費なんかは変わっておらないように見えました。これはどうか変わったところございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 建築単価は改訂をいたしております。国税計算上は減価償却費の計算で算入しておりますが、それを減らしてはおりません。

○鈴木壽君 これはいろいろ関係するところが、役所関係でも出てくると思えますが、これはやはり、特に建築工事費等の場合、引き上げなければならぬ段階にきているんじゃないですか、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 財政計画上は、投資的経費を大幅に増額しておるわけでございますけれども、建築単価とかいうふうなことではなくして、総合的に把握しておりますので、それはそれでよろしいと思うのであります。国税計算の方では、減価償却費を算入するという方式をとっておるわけございまして、坪当たり、木造の場合には何円、鉄筋の場合は何円というものを基礎にいたしておるわけでありまして、その部分については特に改正はいたしてないわけでございます。むしろ木造の部分で鉄筋構造に変えていく、こういうような改正を将来は財源の許す限りやっておりますという気持を持っておりますわけでございます。最近、木材価格の高騰という問題がございまして、将来においては、そのときの建築費の状況を基礎にして十分検討していきたいというように存じております。

○鈴木壽君 償却の問題の方で考えるというが、工事の単価そのものがやはり基礎になって、かりに償却のことが事情に合うようにいろいろ変えていくということが当然考えられるとしても、そういうことにならないければ私は理屈に合わないと思うのですがね。これはさきも言ったように、いろいろめんどうな問題もあると思えます。おたくの方でということもできない、建設省とか、いろいろなさういところの問題が非常に関連して出てくると思えますけれども、やはりこういうところに一つの現在の単位費用が実情に合わないという問題もあるんじゃないか、あるんじゃないかじゃないかとあると思う。これはことしの、たとえば庁舎の木造二階建、坪当たり三万九千二百七十円、これは昨年も同様だったでしょう、いつからこういうふうな単価になっていきますか。今の単価になったのはいつですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体、小中学校の国庫補助負担金の算定の基礎が変わって参ります場合には、それに合

わせておるわけでございます。今御指摘になりましたものをいっきめたか覚えておりませんが、国、地方を通じて同じような考えで財政計画を作っていくものでございまして、この三十六年度の交付税の基礎を作り出すときには、国の予算単価においても改訂を加えなかった、こういう実情がございまして、従前のものを踏襲したわけでございます。

○鈴木壽君 今、私が申し上げましたように、これはあなた方だけでやれる問題ではない。建設省、文部省あるいは運輸省ですか、そういうところにもいろいろ関連しますから、あなた方だけで今実情に合わないから引き上げるというふうな、そういう作業は私はできないことはこれもおわかりですが、こういう問題、これは政府として当然私は考えていかないといけない問題だと思ふのですが、次官、どうですか、こういう問題、これはやはりいつでも市町村の財政なんかのことを論じられる場合に、特に学校の建築費のいわゆる標準単価、これは低いのだ、そういうものにさらに何割かかけられて補助の坪数が出る、さらにまた起債の方もそれに関連してくるのだと、こういうふうになって、町村にとっては非常に大きな財政的な重圧になってくるわけなんです。そういうことのために、私は早急に改められなければならないと思ふし、特に最近の建築費の値上り等に照らして考えてみた場合に、そういうことが私は非常に緊急なことじゃないかと思ふのです。と同時に、それはいま一つは、根本的にこういう地方の財政計画なり、あるいは交付税を算定する場合に、これはやはり一つの大き

なかなめになることなんですから、こういうことについて、めんどろだからといって、いつまでもほうっておくということは、これは許されないと申すのです。そういう点、これは政府として早急に改訂ということに踏み切つて作業を進めるべきだと思ふのですが、この点いかがでしようか。

○政府委員(渡海元三郎君) ごもつともでございます。私たちがもういった観点から、本年度の地方財政計画におきましては、三十四年度の決算を基礎といたしまして、四百四十八億という、そういう面における財政の規模は正をやつて、地方財政の充実と申します。その面に対する財政的な実態を地方財政計画に反映できるように処置いたしました次第でございますが、三十七年度以降におきましても、当然国におきましても、こういう点は是正が行なわれると思ひますが、私たちがそれとあわせて、当然御趣旨のような交付税の算定基準の単価費用も上げて参りたいと、かように考えております。

○鈴木壽君 昨年度、たとえばPTAの負担の軽減、あるいは税外負担の解消というふうなことで、交付税でいろいろな措置もなさいましたですね。しかし、あれでは、たとえば給食の炊事婦を一人増すと、あるいはその他の単価において多少引き上げるとかというところをしたらとどまらなう、むしろ問題は、こういうところが改正されないと、多少の、炊事婦を一人増したくらいではどうにもならぬ問題じゃないかと思ふのです。現に、昨年の——今年も同様な額だと思ひますが、昨年のそういう措置のために出された交付税に

おいて、教育費に見られた額は、わずか三十数億、三十七億だったかと思ひますが、その程度じゃなかったかと思ひます。土木関係ははかにありますから、総額で約九十億くらいです。今のPTAの負担の中に、実はこれはいろいろ負担してはならぬようなものがあるのですが、そのうちに、特に学校の建築費とか、あるいは修理費だとか、そういうものがずいぶん額を占めていくことは、これは御承知の通りなんです。だから、炊事婦の問題、あるいは多少の消費的な経費を上回るような計算をしても、これは根本的な解決にならぬですよ。一つは、こういうところにまで入っていかないと、町村の教育費に対する負担を、住民に税以外の形において負担させるといふようなことがなくならぬと思ふのです。給食の方はよく似たかもしませんが、あるいは備品、消耗品の方では多少よくなったかもしませんが、まだまだこういうところに手をつけない限り、PTAの負担の解消というふうなことは、ただ口先だけの問題になってしまふ。そういうことからいっても、私はこういう問題を早急に手をつけなければならぬと思ふのです。いかがでしよう、重ねて一つ。

○政府委員(渡海元三郎君) 昨年度行ないました九十億の税外負担の解消という問題に對しましては、これは法的にも、三十六年度からはこれを禁止するのだというふうにやりました関係上、少なくとも実行でき得る見通しのあるものを、財政的措置をあわせて考えたのでございませう。この点十分で、まだ税外負担の解消される面が非常に少ないんじゃないかという御趣旨

は、ごもっともでございます。しかしながら、財政が一度によくなれば、ともかく、現在の状態では漸進的に進まなければならぬという観点から、今年度は特に税外負担ということはおぼたっておりませんが、先ほども申し上げましたような規模は正の姿におきまして、地方財源をその部面におきまして増額することによって、間接的に税外負担の解消をはかっていくという方針をとってきた次第でございます。明年度におきましては、おそらく国の建築単価の基準の改訂も行なわれると存じますので、あわせて、御趣旨のような財政需要額におけるところの確固たる財源を与えるとともに、たゞいま仰せられましたような税外負担の解消に對して、いさし財政とにらみあわせて、的確な配慮が行なわれるように指導いたして参りたいと、かように考える次第でございます。

○鈴木壽君 話がだんだん税外負担の解消の問題になってきましたので、これが昨年、交付税の中で、財政需要額の中で見ていくという措置、私も非常に歓迎をしたことなんであります。しかし、さき申し上げましたように、市町村関係では、小中学校はわずかに三十四億しかやっておりますね。私も三十五年度において、そういういわば一歩前進というふうな形で踏み切ったのでございますから、そういう意味において、歓迎もし賛成もしたわけですが、さらにこれがもつと額の上で措置されなければならぬと、年々進まなければならぬというふうに期待しておったわけなんです、が、そうしてまた、昨年の答弁では、

今後こういうことを続けてやっていきたいと、こういうお話だったので、三十六年度において、昨年通りにストップした理由は何でしょうか、今年度は全然前進しておりますね。

○政府委員(奥野誠亮君) すでに申し上げたかとも思うのでございますけれども、三十五年度の措置としては三本建てで行なわれた。そのうち、地方財政法の改正をして、特定の経費について負担軽減を禁止したというふうなものもあるわけでありまして、その分の効力発生と申しますか、あるいは適用と申しますか、それは三十六年の四月からということにいたしましたわけでありまして、そういうような法律改正の結果、府県から市町村への負担軽減を禁止したものがあつたわけでございますけれども、一つの県において一億円をこえる負担増加を来たす、その結果市町村の負担軽減を招くということになるわけでありまして、そういうふうなかなり思い切った措置をとっていることでもございまして、今後税外負担の姿をさらに的確に調査した上で次の措置をとらなければならぬと、こういうふうな考え方もございまして、三十六年度においては地方財源一般を充実に、そうすることによって間接的には税外負担の排除にもなると思うのでございまして、税外負担そのものを取り上げてどうするかということについては、やはり若干経過を見守って、十分調査をした上で対策を講ずべきではないかと、こういうふうな判断をいたして参つておるわけでございます。

○鈴木壽君 これはまあ地方財政法の改正で三十六年度からということになり、また政令で、教育費関係では、教職員給与に關するもの、それから学校の維持修繕に關するもの、この二つをはつきり政令でうたつてあるはずなんです。私は、こういう問題を解決するために自治省がはつきり踏み切つたことについては、先ほども申し上げたように、非常によいと思うのだが、しかし、それだけにどうも申すところ、これからまだ実態を見ておつて、どういふふうにするか今後考えていくというふうなやり方をすべき段階では私はなかつたと思うのです。なぜ、たとえば校舎の新築のような場合の負担をさせることをとめないのか、また事実負担しなくてもよいような財政措置をやらなかつたのか。これはわずかに三十四億の措置で、そういうものは、今言つたような政令にあることだけだつて、実は私は不十分だと思つておつた。こまかい数字は私は今は持つておりませんけれども、だから、三十五年度にあつた措置をし、三十六年度にも引き続いてやつて、そうしてそれによつて事実上町村が解消のために手を打たざるを得ないようになつていくことが、むしろ今の段階としては、私は必要な段階に來ていて、これはないかと思つた。もう一年見るとか、もう二年実態を見て、さらにこれから考えていくといふ、そういうことの段階じゃないかと思つた。もう何年かこの問題が言われてきておつて、なおかつ自治省自体がそういうことだとすれば、これは私はおかしい話だと思つた。少なくとも、今のPTAの負担の、いわゆる公費でもつてまかなわれるべきものが、PTA等のあつた形において負担されておる百数十億、これは今直ちに全部というわけには私は参らぬと思つた。少なくとも三分の一なり半分なりということに着手するつもりが、いかなければならぬと思つた。政務次官、そこら辺どうでしょう。

○政府委員(渡海元三郎君) ごもっともでございます。税外負担の解消というのをやりまして、建築費の部面で最も大きな額を占めますその部分にまでメスを入れなければならぬといふことは当然でございますが、また一面、そのためには、地方財源の確固たる裏づけをするために相当額の金額になるので、そういう関係で、昨年度行ないましたときには、特に実行し得るものを法で規定するとともに、実行し得るという確信のあるものととめるために建築費が除かれたものであらうと、かように考えました。しかしながら、これをあわせて解消すべきは当然の目標でございます。私たちは、これを税外負担の解消という部面に明らかにしてこれを行ないますということには当然でございますが、従来からの実際の移り変わりに要する面もございまして、特に税外負担の解消といふことは、この部面に対する財源を付与するといふ面で、間接的にこれらのものに對してしまつてもなし得るようになつて参つたような次第でございます。なお、ただいま局長が答へましたように、将来この制度を積み上げていくに従ひまして、法制化その他に移り得る確固たる自信ができましたときには、当然基準財政需要額を引き上げますとともに、また法制的にもそういうものにまでも進み得ると、かように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 単に交付税だけでなしに、一般的な他の財源の付与といふすか、あるいはそういう規模を大きくすることによって解決をはかることも一つの手法だといふのも、確かに話の通りですが、しかし一方で、逆に交付税の算定では、他にいろいろ財源があるなら、結局税以外に市町村には金があるわけではないのですが、これらの差引関係になつてきますから、私はほとんど入れていってもいいと思つた。そういう措置は、私はむしろ効果的な措置だと思つた。これはこのまゝにしておいて、この程度にしておいて、あとはほかの方に金が出てくるからそれでやる、幾らかでも税外負担の解消のために使えるだろう、これも今言つたように確かに一つの方法だけれども、それだつたら、そういう金といふものは、今言つたように、税以外にそんなにあるわけはないわけですか、基準財政収入額と財政需要額との差引関係によつて、また今言つたように、もつとこれを計上することによつてこれはびしやつと解決するので、抽象的な、はたしてやれるかやれないかといふようなことよりも、むしろこういうことできつとやる方が効果的だと思つた。私はそういう方向をどんどん進めるべきだと思つた。それでないか、何年たつても、あなた方が解消なんて何年かかけ声をかけて指導するなんと言つても、できっこありませんよ。来年度で一つこれははつきりもう少しふやすというふうなことに踏み切れませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の趣旨がよくわからないのでありますが、ただ交付税をふやすとか、財政計画を税外

けであります。これもさらに実態を調査した上で結論を出さなければならないと、こういうふうに思っておるわけでございますが、税外負担を排除していきたいという熱意は、私は鈴木さんと少しも変わりはないと思います。た

「局長が今そういうことを考えているのだから、こういうふうなお話ですから、一つ私はそういう線で強く進めないといひますね。こういうことも、これはやっぱりはつきり、し得ないようにしないと私はいけないと思う。これは、

ろうとうと、こういう経理については全部
このうふうにしなきゃならないとい
う建前にしておるわけでございます
ので、校舎の建築費について、そこま
で持っていくことについては、現状に
おいては問題がございますし、また、

〇政府委員（渡海元三郎君） 税外負担の解消につきましては、私たち、ただ

松永忠三君 局長にお尋ねします

が、局長が今答弁をされていることについて、私は一応よくわかると思うのです。法律できめられ、政令できめられて禁止したものに對しては、直接接すると間接したとを問わず、嚴重に実行していく、そうしてそれについては、財源的な措置も十分してある、こういうお話なんです。ところが、その今禁止をされている政令の中の、市町村の職員給与、それから維持修繕の費用について、やはりそういう姿が完全に出ていないのじゃないか。で、実情は特に小中学校において、市町村の職員であるべきものが、財源的な措置が十分でないから、今なおそれがそのまま残っているというのが実情です。従つて、今の答弁から考えると、そういうものは絶対あり得ないような指導もするし、それについては財源的な措置もしてあるということ、それを完全にこなせる、そういうことをあくまでやっていく、御決心だと思つては、財源的には十分なんだ、こういう見解だと思つていますが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体の財政需要には莫大なものがございますので、同時にまた地方団体の財政運営につきましても、国の方で予算配賦式なことを考えさせず、あくまでも財源全体を総合的に判断して自治運営をしていくということにいたしておりますので、特定の経費だけが潤沢だというようなことは理論的にはあり得ないのじゃないか、こう思うのでございます。しかし、税外負担の解消ということを目ざして地方財政法の改正をいたして参ります以上は、その部分についてそれが実行できるような財源的な措置を講じていかなければならないと思つております。そういう意味で三十五年度において地方財政計画の改訂を行ない、また単位費用の改訂も行なつたわけでございます。三十六年度におきましても、単位費用の改訂という点については、小中学校の建物維持修繕費で十一億増額する、さらにまた小学校費について、給与費という意味において、半年分の人夫賃をプラスして計上するというような措置をあらせて講じておるわけでございまして、逐次そういう点については、なお充実はかかる方向において検討していきたい、こう考えておるわけでござい

ます。○松永忠二君 いや、そういうことじゃないのです。あなたのおっしゃつたように、昨年も財源措置はした、本年はそのこと自体にはやれないけれども、そういう面でも地方の財政の問題については、交付税の基準を上げるといふことで財源措置もしてあると、従つて、私たちから言わせれば、政令で定めたとことについては、毫末もこれに違反をするようなことが行なわれるべき状態には自治省としてはしてないのだ、従つて、小中学校の学校の中に校務をつかさどっている人で市町村以外の職員があり得るはずはないし、それについて適当な財源措置もしてある。そうしてまたそれが、もしも、この前少し話が出たように、各市町村のPTAとか学校が、非常に必要以上のものを持つておるというところであれば、それについてはやはり一定の基準を作つてそれを守らせていく、それだけのつまり行政的な措置をしていかなければ何にもならないと思うのです。私は財源的にそれで完全になつていく削減措置がされていゝとは思わない。しかし、今年度また交付税法の一部改正をして、財源的な措置をやつていゝのだから、少なくともきめたものについては完全に実施をさせていく。それが必要以上のものを持つていた場合においては、妥協なものを出して指導をしていきながら、行政的にはそれを誤りなく実施をさせていくという決意がなければ、また、それを責任を持つてやつていくというだけのことをはつきり言わなければ、実情はそれが守られていゝかという現状にあるということとを申し上げておるわけです。そういうことについては確実に実施をさせていくという決意ですか、そういうことについて具体的にやつていくということをお約束できるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お考えは全く同感でございます。問題は、小学校なり中学校なり、どういふ部門の仕事を担当していくためにどの程度の人を必要とするかという点について、十分掘り下げて適当な指導のできるようないろいろな体制を作つていくということにあるんじゃないか、かようなことについて、思ひます。そういうことがはつきりしました場合には、それに應ずる財源措置は、当然十分に各地方団体に保証していかねばならぬ、こういうふううに存じておるわけでございます。○松永忠二君 こういうことですか、あなたがもしやるのは、そうすると、そういう基準というものが今明確になつてない段階では、ある程度のものがあつてもこれは仕方がない。ある程度法律にきめられたことがそのま

守れない状態がかりにあつたとしてもやむを得ない。だから一定の基準なり、そういうものが明確にされてくれば、その財源措置はしなければならぬわけでしょう。そういう状態に今なつた状態の中では、今の法律をきめ、政令をきめてみたところが、それが完全に守られない場合があり得てもやむを得ない、こういう答弁なんですか。○政府委員(奥野誠亮君) 法律的に施設の維持を義務づけられていないものについて、たまたまそういう施設が特定の団体において寄付金等でまかなわれておる、それに関連する職員もその団体の職員になつておるというやうなことがあるのではなからうか、こう思ふばかりに多少用心したものの言ひ分をしたのです。本来市町村の職員であるべきものだ、それが団体等の負担でまかなわれておるということ、これは適當でないと思ひます。そういうことがなくてよろしいだけの財源措置はしてあるつもりだ、かように考えておるわけでございます。○松永忠二君 何かはつきりしないのですが、あなたの今言つたやうなことで実際に言なれておるわけですか。あとから言われたやうに、いづれも校務をやつていて、事実上それが間接的に父兄負担になつておるという状態がある、こういうことを私は申し上げておる。特にこれは給与の問題なんです。従つて、学校の給仕であるとか、あるいは学校の図書関係の仕事をしていゝ者とかといふものについては、今言つたやうに、これは明らかに校務に携わつておるものだ。しかしながら、これについては財源的な措置が十分でないからといふことで、その者につ

ては、引き続きPTAが負担をしてゐる実態がある。そこで、それについて一つの数字的な基準がないから現状ではやむを得ないと、こうおっしゃるのか、それともそういうことはあり得てはならぬのか、こういうのか。そのところがはつきりと聞きたい、こういうわけですか。○政府委員(奥野誠亮君) 学校図書館のお話が出たので申し上げたいと思ひますが、学校図書館の仕事に携はる職員といふものを、交付税計算にはそのものずばりで見ていないわけでありま

そういうことではなくて、やはり学校の中における校務に携わっている者であれば、これは市町村の職員となるべきものであって、その市町村の職員としてのいわゆる給与財源については、具体的にはこの前のときに給食婦というようなものについて、交付税の中の算定に一人増員をしていく、そういうことを具体的には行なつた。そのほかのものについては、まだ具体的な処置はされないけれども、相当な財源措置もしてあるし、今度は交付税全体についても相当な改訂をしておるので、そういう点についても十分考えられていく財源措置はしてあるので、正しく法律を守つてもらえるだけの措置はしてあるとわれわれは考えていいのではないかと。そういう線ではいかなければ、今おっしゃつたようなことを言つておられたんでは、現実にはそういう税外負担の問題は解決できない。そうしてまた、もしあなたが、いや、その図書館の問題とか、あるいは給仕のことについてはそこまで考え及んでいないし、そのところまでのことではないというならば、あの法律を守らせるためにそのことについて自治省と文部省の間に明確なものを出していくべき僕は責任があると思う。そうでないと、法律的に一体学校の中で市町村職員でない者は校務に携わつていいという法律的な根拠がどこにある。法律違反をさせておきながら、しかも、それをいいと考える理由はどこにあるのか、こういうことを実は反問したい。どこに法律的に一体そういうものが学校の中で校務に携わつていいという法律的な根拠がどこにあるか。学校教育法のどこに書いてある。自治法の中のどこにある。

そういうものはやっておいていいという根拠があるのかということに逆に私は聞きたいわけです。従つて、やはりこの問題については、ある程度はつきりしたことを言つていただくと同時に、そういう点については、今後努力すべきものがあるなら努力をするというところで、ばく然とした言い方をしないで、何か十分の措置はしてあるようなことを言ひながら、なおかつ、これはできないのだというようなことを言つてみたりすることでは、事実上、さつきから話の出ている税外負担については、少なくともその法律で定められたものは完全に、直接と間接とを問はず禁止をするのだというあなたの前に言っていることが、実際には信頼できないという感じを持つのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 松永さんのお話をだんだん伺つて参りました。よくよくはつきり私もわかつていまして、さういふことは、昨年税外負担の解消を考えました場合に、小中学校については、管理部門の市町村職員でありますとか、あるいは給食関係の職員でありますとか、そういう者については、全部財源措置をすることによつて負担軽減をさせたい、こういう考え方をほつきり持つておつたわけでございます。こゝしになつておつたわけでございます。問題のあるのを承知したわけでございます。そうかといつて、今全国の市町村に学校図書館を予定し、その職員を全部市町村職員として予定を、増員させるといふことは可能かどうかというところになつて参りますと、財政的にもかなり問題があるわけでございます。そういうようなところから、先ほ

ど申し上げたような措置を講ずることにしたわけでございます。将来学校図書館がどう発展して参りますか、そういうこともあわせて、十分検討を加えて参りたいと考えておるわけでございます。

○加瀬亮君 ちよつと関連。鈴木委員の御質問になりました義務学校建築補助の問題ですが、文部省では当然補助の対象になつておるにもかかわらず、大体七〇%から八〇%のワケの中を補助対象としておる。従ひまして、最小に言つて二〇%のものはもたらえる条件にありながら補助を受けられないという姿に置かれておる。この問題を自治省としては、地方団体にかかりまして文部省とどう交渉されているか。この点が一つと、それから先ほど局長の御説明の中にもありましたように、これは自治省だけで定められる問題ではなくて、補助単価というものは文部省等できまします。しかし、きまつた補助単価というものは、たとえば木造なら一坪三万円という補助の基準では、実際にことしなどは建築ができない。二割方上がつておる。こういう場合に、特別交付税が何かで非常にとつたために被害の大きい、被害といひますか、マイナス面の大きい町村等には新しい財政補助を考へてくれるかどうか。この二点をお尋ねいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のようには、五カ年計画が立てられたわけでございます。そういう際には、本来補助対象となるべきものをことさら地方単独事業に振り向けたわけではございませんで、プラス・アルファの仕事がある、そういうものを三割程度でしか

予定をするということで始まつたわけでございます。七割は補助対象だ、三割は単独事業だということにいたしましたのも、当然補助対象となるべきものをことさら単独にやつたわけじゃないに、かなり一人当たりの面積を小さく押へておるとか、あるいはまた、木造建築を補助の基本に考へておるというのを鉄筋にしたいとかいうような問題がございまして、そういうものを頭に置いて単独事業というものを考へておるわけでございます。

それから第二番目の、建築単価が上がつておるという問題につきましましては、三十六年度の国の予算に計上されております国庫補助負担額では所要の建築単価が確保されないというやうなことになるならば、自治省としてはむしろ国庫予算の補正をやつてもらいたいという気持を持つておるわけでございます。今後の問題の推移を見ないといふ点については十分な議論はできないわけでありましても、基本的にはそういう考え方をいたしておるわけでございます。

○加瀬亮君 後段はそれでわかりました。前段は、局長の理解が違つておる。単独事業の問題じゃない。当然補助対象になつておるものも、文部省の言によれば、九〇%とらえたいけれども、九〇%はとも今数字ではとらえられないので、八〇%くらいとらえたい、しかし、事実は七〇%しか捕捉されておらない。ですから、二〇%というものは当然の補助対象というものが補助対象の中からはずれておる、こういう姿をそのままにしておいては、地方が負担をかぶるだけです。これは現

実に補助対象であるならば、それはその通り補助として捕捉してもらわなきゃ困る、こういうことなんです。これは希望でございますから、そのような線での主張を文部省に十分に働きかけていただきたたい。

後段はわかりましたので、私の質問は終わります。

○委員長(増原恵吉君) 速記をちよつとめて。

〔速記中止〕

○委員長(増原恵吉君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。午後二時から再開いたします。

午後五時五十六分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(増原恵吉君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。

○鈴木壽君 市町村の教育費関係ですが、さつきPTA等のいわゆる税外負担の解消のための問題について、こゝでいろいろ論議がございましたが、単位費用の積算の基礎、三十六年度のこま数字を私全然わからないのでお聞きするのですが、もしこれは今、こま数字のことでございますから、あとでお答えいただいてもけっこうですが、小学校費のみに例をとつて申し上げますと、消費的な経費の算定の仕方いろいろ実情に合わないところがあるんじゃないかと思うのです。そこで私今申し上げるのは、これは三十五年度の積算の基礎についての数字で申し上げ

ますが、今年もしそういうことについて改訂等をされてまして引き上げられておるといふのであれば、私それでよろしくうございますが、一つの例としまして、先ほども局長ちよつと何か人夫賃のことについてお話がありましたのんですが、昨年は一日二百四十五円、二十人分というふうに見ておりますね、ちよつと数字がこまかくて恐縮ですが、こういう数字、それから燃料費等などは昨年は三万円しか見ておらない。こういう問題で今年これは何か改訂が行なわれておるのかどうか、こういうことをちよつとお聞きしてみたいと思うのです。

二名見ておるわけですが、その報酬年額七千円を一万二千円に、五千円ずつ増額をいたしております。それから学校薬剤師の報酬を新たに年額五千円として一名分算入することにして

います。通信運搬費八千六百円と計算しておりましたのを一万八千六百円に、一万円の増額を行なっております。備品費一万五千三百円を一万八千円に、二千七百円増額しております。それから児童学級数を測定単位といたしておりました部分については、まず給与費の増額を行なっておりますわけでありまして、使丁について八千五百円を月額として計算しておりましたのを九千七百円に、千二百円増額しております。それから給食調理員三名算入しておりますが、月額六千円と計算しておりましたが、六千九百円に増額しております。それから建物の維持費を坪当たり五十円として新たに算入することにしたしております。それから需要費の関係では、賃金を四千九百円しか算入しておりましたのを三万六千円、三万一千円増額しております。燃料費は三万四算入しておりましたのを五万四千円に、一万五万五千円にいたしました。印刷製本費が一万五千円を二万円に、五千円増額しております。光熱水費が一万五千円を三万二千六百四十円に、一万七千六百四十円の増額を行なっております。こういう種類の改正になっております。中学校につきましてもこれと同じ改正を行なっております。

○鈴木壽君 あとで出したいだけというので、今の市町村教育費の中の小中学校のそれだけでよろしゅうございますから、もしできるやうで

したらあとで出したいと思

文部省の管理局長にお尋ねいたしますが、実は先ほどこの委員会ではいろいろ交付税の問題で質疑が行なわれたわけでありまして、教育費関係で交付税の算定の基礎になっている建築費の標準単価ですね。さらに今の国庫負担の割合の問題、こういうことが実は問題になったのでございます。そこで、私は今結論的にやっているといいか悪いかというようなそんな問題よりも、これはいろいろ私どもの意見もありまして、使丁について八千五百円を月額として計算しておりましたのを九千七百円に、千二百円増額しております。それから給食調理員三名算入しておりますが、月額六千円と計算しておりましたが、六千九百円に増額しております。それから建物の維持費を坪当たり五十円として新たに算入することにしたしております。それから需要費の関係では、賃金を四千九百円しか算入しておりましたのを三万六千円、三万一千円増額しております。燃料費は三万四算入しておりましたのを五万四千円に、一万五万五千円にいたしました。印刷製本費が一万五千円を二万円に、五千円増額しております。光熱水費が一万五千円を三万二千六百四十円に、一万七千六百四十円の増額を行なっております。こういう種類の改正になっております。中学校につきましてもこれと同じ改正を行なっております。

その一つは、義務教育の学校の小中学校等における補助の対象になる坪数、これは非常に実情に合わない低いところを押えられておるのじゃないか、こういう問題が一つあるわけなんです。しかし、これはよくあなたからお話を聞いて、いまいしくはつきりしたところをつかみたいと、こういう気持ちからお聞きするわけでありまして、たとえば老朽校舎の改築にあたって三百万坪のその建築坪数が必要だといった場合に、補助対象は三百坪でなしに、それから一割くらい引いた二百七十坪、さらに今度はもっとある率をかけるとまて行なわれておるやに聞いています。そこら辺の私はつきりした事情を知りたいために、今どういうふうにおやりになっているのか。それを一つ最初にお聞きしてみたいと思

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問でございますが、若干御質問の趣

旨にたごう点があるかもしれませんが、抽象的ではございますが、一応現在とっております方法について申し上げ

これは御承知と思っておりますけれども、昭和三十四年度から公立学校の施設につきましては五カ年計画を立てまして、逐年校舎の整備をはかってきております。従いまして、その年度々々の予算によりまして、その予算の範囲内で校舎の整備をはかっていく、こういうような建前になっておるわけでございます。ですから、小中学校につきましては、負担率は二分の一になっておるわけでございます。ただ五カ年計画を樹立しました際の計画の概要を申し上げ

ますと、全体計画といたしまして、大体三〇〇程度は従来の国庫負担の対象外といたしまして、従来これは自己資金その他においてやっておりました実績を見まして、三割は大体この起債で見た、そこで見るというようなことになったとして、残りの七〇〇を国庫負担事業の対象としてこれを整備していく、こういうようなやり方をして参ったわけでございます。補助率は、今申し上げましたように、二分の一でございますが、単価につきましては、大体鉄筋五万六千二百円、鉄骨四万二千九百円、木造にいたしまして二万七千二百円、こういうような単価をきめまして、そうしてそれぞれ事業ごと、鉄筋、鉄骨、木造との割合を過去の実績等も勘案いたしましてきめておるわけでございます。先ほどお述べになりました点に関連いたしますが、補助事業といたしましては、今申しました各町村で計画を立てましたものを、法律に基づきまして生徒一人当りの基準坪数というものがござい

ます。その基準坪数をもとにいたしまして、当該年度の五月一日現在の生徒数に基づき坪数をかけ合わせまして、そうして必要坪数というものを算出するわけでございます。それによつて一応の必要坪数と、それに基つて不足教室を解消していくというやうなやり方をいたしておるわけであり

ます。従つて、この町村の計画自体と補助事業の対象になつております計画が若干食い違いがあるというやうなお尋ねのやうでございます。しかし、これは予算の関係もございまして、木造と鉄筋、鉄骨造の関係から申しますと、一〇〇〇補助事業の対象とすることが望ましいわけであり

ます。なかなかなそこまで参りませんので、大体九〇〇を目途にいたしまして、充足率九〇〇というところで従来の予算を執行いたしております。小中学校についてはそうでございますが、ただ御承知のように、中学校におきましては、生徒が非常に急増するという関係上、このピーク時におきま

す。従つて、これにつきましては、今申し上げたやうな中学のやうな実情はござい

ません。ただ中学につきましては、特別教室等を補助事業の対象にいたしてはならないので、補助そのものとして、そのやうな点があると存じております。概要でございますが、以上でございます。

○鈴木壽君 お話し大体わかりました。生徒児童数に基準坪数をかけ合わせて、必要な坪数を出す、これは当然で、それ以上はみ出るところは、これは補助の対象とは考えられないというところは、これは当然今の立場からすればそうだと思います。その場合に、小中学校はたしか〇・九、中学校は一・〇五、こういう基準がありました。ですから、それで間違いないと思

がつておりますことは事実でございます。

○鈴木壽君 充足率が下がってくる。これは単に希望する、あるいは必要である坪数、これは当然国の一つのワタが、ありますからね、場合によっては下がることもありますが、そういうことを最初から計算に入れて、はなから一〇〇％切り落とす、こういうことでなしに、お話のように、木造の方が予算が多いが、しかし鉄筋等の需要が多くて、当然それに切り切れて充て足率が下がってくる、ならした場合には九〇％になる、こういうふうなことになるのか、どっちなんですか。

○政府委員(福田繁君) その点は初めから私どもは予算の状況なり、編成の問題としては、補助対象事業の一〇〇％要求するわけでございます。しかしながら、今申しましたような実際の予算執行の問題になりますと、そういうアンバランスがありますので、やむを得ず九〇％になる、こういうような結果になっております。

○鈴木壽君 ですから、初めから九〇％に落とすというのでなしに、結果としてそういうふうな下がつてくる、こういうことなんですか。そこで、私聞くと、そこによりますと、最初からワタが小さくて、全部の需要に、あるいは要求に切り切れないというところは、これは当然ですから、それではなから、さつき例としてあげましたように、三百坪なら三百坪、これは必要坪でございまして、その場合に、一割落として、さういうもので最初から、何といたしますか、物事を考えていく、こういう態度をとるに聞いておったのです、が、そうであるのか、ただ結果として

一〇〇％いくところももちろんある、しかし、コンクリート、鉄筋の方、それから、木造との関連で、鉄筋の方が必要が多いというふうなことから、出てきた結果として九〇％になる、こういうことなのか、こういうふうにお聞きしているわけですか。

○政府委員(福田繁君) 今お尋ねになりましたその通りでございます。結果的にそうなる。

○加瀬亮君 関連。そんなことはありません。あなた方作業を地方の教育委員会にさせる、地方の教育委員会では九〇％か、あるいは九〇％弱なりで切つてやうていくとあります。それを文部省がさらに切つて、ですから個々を見れば七五％しか充足率がないところもある、五〇％そこそこ、このところもある。あなたが一番初めに言ったことだけが正しい。九〇％を目途にしているが、実際は九〇％になっておらない。あなたの方の課長がこの前説明したその通りなんです。トータルの最後は九〇％充足というところ、絶対ではない。そうであるとするなら、これは全部九〇％充足するようになり、足りない分を文部省にいただき、あがりますけれども、間違いありません。

○政府委員(福田繁君) 私は決して間違いを申しているつもりではございませんが、府県から持つてくるのが、すでに切つてあるとおっしゃいますが、それはやはり当初の要求は、府県として一〇〇％というものを要求するわけでございますが、当該年度の予算の執行上それに切り切れないというので、府県としての配分上落としてくるわけでございます。そういう事情は確かに

ございますが、しかし、私どもは初めから八〇％あるいは九〇％でよろしいという態度でこれを予算要求をいたしているわけじゃないと思いません。その点は一つ御了承を願いたいと思ひます。

○加瀬亮君 予算要求はわかる。わかるけれども、結論は私の言った通りにしかならない、現状では、せめて予算の九〇％程度充足させたいというのはあなたの方の御努力の一つの目標だ、その九〇％はあくまでも目標であつて、ことは存じません。三十五年度までの結果からいって、それはとても九〇％予算はまかなうような形にはできなかった、こういうことも現実としては事実なんです。努力は認めますけれども、まだ実際の危険校舎、実際の法律の上では補助される、不足坪数からすれば補助する予算金額というものは非常に足りない、少なくとも二〇％弱足りないというのが事実じゃないですか。

○政府委員(福田繁君) 私は、大体九〇％程度、小中学校については、いっているのではありませんが、事業の種類によりまして、たとえば屋体等につきましては、これは加瀬委員のおっしゃる通りに、充足率は若干下がつております。と申しますのは、これは非常にまた希望が多いという関係上、県としても若干充足率を落としてもなるべく数多く予算を配分して、そうして整備をはかつていきたい、こういうふうないろいろな事情もございまして、事業によつて若干の差のあることは事実でございます。

○鈴木壽君 一つ局長ね、これはさつきも言ったように、私、実情を知りたくて今お聞きしているのですからね。

そういう意味でこれは少しこまかい数字になりますが、三十五年度に小学校、中学校を分けまして、普通教室あるいは屋体、これまた分けて下さつていいと思ひますが、充足率を少し今数字があるのでしたらお示しただきたいのですが。

○政府委員(福田繁君) ただいまこまかい資料を持つておりませんけれども、大体小中学校につきましては、九〇％でございます。屋体等は八五％程度になっていくかと思ひます。そういう状況でございます。小中学校は大体それでいいと思ひます。

○鈴木壽君 そうすると、教室の場合には大体九〇％、屋体のような場合には大体八五％程度までいっているはずだ、というふうな聞いていたんです、が、よろしゅうございませうか。

○政府委員(福田繁君) さようでございます。

○鈴木壽君 一つ、あとでけっこうでございますから、来週でもいいし、今週のおしめいごろでもよろしゅうございませうが、めんどろでもちよつとそこら辺の数字的なものを資料として当委員会にお示しただきたいと思ひます、でございますか。

○政府委員(福田繁君) 提出いたします。

さらにどこかで圧縮する作業が行なわれているんじゃないですか。私は、実情はそうじゃない。私も町村の関係者から聞かされる所々では、あるいは県の教育委員会等から聞かされるので、さうでないというふうな聞かされておるのですが、七五％か八〇％程度じゃないかというふうなこともいわれておりますが、お話を九〇％ぐらいたと、これはまあまあと言わざるを得ないと思ひますが、これはやはりどこかで、さうすると今言つたように、いわゆる必要坪数なるものを落として落として、最後に持つてくるのはどうせ持つていつたつてこれは通らないのだと、最後にあなたの方のところに持つていくのはすぐ通りそうなりぎりのところを持つて、県の教育委員会あたりを持つてきて、いんじやないかというふうにも思ひますが、それはどうなんですか。

○政府委員(福田繁君) 私、充足率九〇％と申し上げましたのは、補助対象事業についてでございます。これは誤解のないよう願ひします。たとえば年次計画で中学校の整備をするような場合が多いのでございまして、特に三十五年度におきましては、三十五年度の当初予算とそれから補正予算、こういうものでもまあいわば二回事業があつたわけでございます。さらに三十六年度の事業もこれは継続して行なわれておりますので、従つて、県が中学校の校舎の整備につきまして指導する場合に、若干そこは緩急の順序をつけまして、町村のもちろん財力等も考慮するわけでございますが、全体を通じて三十七年の五月一日現在の一番生徒数の多いときを目途にいたし

○鈴木壽君 私はちよつと実情とは違ふと思ひますが、これは必要坪数を

○鈴木壽君 一つ、あとでけっこうでございますから、来週でもいいし、今週のおしめいごろでもよろしゅうございませうが、めんどろでもちよつとそこら辺の数字的なものを資料として当委員会にお示しただきたいと思ひます、でございますか。

○政府委員(福田繁君) 提出いたします。

○鈴木壽君 一つ、あとでけっこうでございますから、来週でもいいし、今週のおしめいごろでもよろしゅうございませうが、めんどろでもちよつとそこら辺の数字的なものを資料として当委員会にお示しただきたいと思ひます、でございますか。

まして校舎の整備計画を立てるわけでごさいます。従って、その中の区切りは、若干緩急があるわけでごさいます。そういった点から、校舎の整備につきまして、町村がこれだけ、百坪整備したいという場合に、それが七十坪しか整備できなかったというようなことも三十五年度においてはあったと思っております。しかしながら、通じまして三十五年度の当初予算も補正予算も大体九〇％で私どもは維持いたしております。

○鈴木壽君 それでは私の心配したようなことがないか、それはけっこうでございますが、もう一つ、さっきのお願いした資料と、もう一つお願いしたいのが、五カ年計画の三十四年度からですね、三十四、三十五、三十六年、この三つの配分はまだ終わっておられまして、それが出たおきですが、三カ年間のそれが出ておりますが、全体のそれと、それから各年度間にどのように進められているか、三十六年度までの分を一つこれもあとで簡単な数字を並べたものだけでごさいます。数字を並べたものだけでごさいます。さういふこと、それから残りの残りどこの資料と、それがわかるように一つ資料としてお願いしたいと思っておりますが、やっていたらいただけますか。

○政府委員(福田繁君) あとでまた資料を差し上げてよろしくございませうが、ここに数字を持っておりますから、若干おきな事項について申し上げます、小学校につきましては、大体十三万二千坪でございます、全体計画が、その約八四％に相当いたします。十一万二千坪を三十六年度の実績坪数まで入れますと完了する予定になる

わけでありまして、従いまして、残りは約一五％強、約一六％ということになります。中学校は御承知のように、今年度でも必要の整備を終わりますので、国庫負担の事業といたしましては、三十六年度で一〇〇％完了するといふ予定になるわけでございます。それから小学校の屋体でございますが、これは大体一万九千坪程度でございますが、全体計画といたしまして一万九千坪程度。約五九％の一萬一千坪ばかりです。整備をしております。従って、残りは約四〇％程度残るといふことでございます。それから中学校の屋体でございますが、これは全体計画十三万七千坪の中で五八％に相当する八万坪が三十六年度までに整備される予定になっております。従って、残りは九一％強でございます。五万七千坪程度でございます。それから小中学校の統合校舎でございます。これは既定五カ年計画の分だけを申し述べますと、二十九万四千坪が全体計画でございます。その七九・八％約二十三万五千坪でございます。それを三十六年度までに完了する予定になっております。残りは約二〇％の五万九千坪程度でございます。それから義務制学校の危険校舎でございますが、これは百二万坪の全体計画に對しまして、現在までに、三十六年度までに四七・六％、こういう数字になっております。四十八万六千坪が完了する予定になっております。残りが五二％、これははかりの事業に比しまして若干おくれしておりますが、従来五カ年計画が出来ておりましたから小学校の不正常校舎の解消、それからその後は、御承知の通り、中学校の生徒急増に備えまして中

学校の校舎整備に重点を置いて参りましたので、危険校舎の整備は若干五カ年計画の中では立ちおくれになっておる、こういうような事情になっております。義務制学校について申し上げますと、全体が二百二十五万坪でございますが、その六八・八％に相当する百五十四万九千坪が三十六年度で終わる。といたしますと、残りは三二％に相当する七十万三千坪、それだけ義務制学校について残る勘定になっております。これを三十七年、三十八年に整備する、こういうようなことになっておりますので、お聞き取りにくかったかと思ひますけれども、全般としましては、義務制学校については、三カ年の間に六八％程度進捗しているといふような勘定になっております。

○鈴木壽君 今大体お伺いしました、あとで一つプリントして配付していただきたい。

○加瀬亮君 資料の点で一つ関連して、今御説明の中に小学校の屋体とあります。これは戦災学校だけでしょ、小学校の屋体の補助の対象は、小学校、今までの御説明の対象は、小学校も中学校も屋体も補助の対象になっているといふふうに御説明がありましたが、一般戦災を受けない小学校は屋体は対象になっておらない。

それから、九〇％になっておるといふのは、三十五年度は中学校の繰り上げの補助の分が補正予算で出ました。それらを合わせると、三十五年度に限っては中学校は九〇％という数が出るかも知れませんけれども、小学校の危険校舎などはぜひ切られております。ですから、年次計画はそうなっておりますけれども、もう一つ私は資料をいただきたいのは、三十三年、三十四年、三十五年と、いわゆる五カ年計画ができてから、実際に町村から申請のあった、そして法規の上では当然対象になるべき危険校舎なり、あるいは不足校舎なりの坪数は幾らか、これに対して実際補助を与えた、補助金の対象になった坪数は幾らか。で、結局充当率は何％になっておるか。こういうものもあわせて出していただきたい。

○政府委員(福田繁君) 従来、今申し上げました単価でやっております。従って、単価の問題もいろいろ低いという地方も出て参っておりますが、私どももいたしましては、従来はこの単価で一応差しかえなかった。ただ、鉄筋、鉄骨の校舎を建てるのにどうも木造の予算しかないという場合に町村側におきまして非常な負担がかさむというような点がございましたので、三十六年度予算におきましては、鉄筋、鉄骨の比率を予算上一〇％引き上げるようなことをしてもらったわけでありまして、それによって若干調節をつけていくということでございます。ただ、最近の工事の実施状況を見ますと、鉄筋、鉄骨の場合におきましては、ほとんど予算単価でまかなえておるようでございますが、木造の場合、若干材料費等が最近上がっているといふことはこれはもう事実でございます。従って、将来の問題としては私どももこういう単価の問題も十分研究していきたい、かように考えております。

○鈴木壽君 お話のように、まあ鉄筋の場合は、これは私どもの聞き及ぶ範囲では、地方の場合にも何とかこれでやれるんだ、また、継ぎ足しをしても単価の面ではそう大きくならぬといふようなことを聞いておりますが、木造の場合、今二万七千二百円という、こういう単価で一体できるかという、これはとてもじゃないができませんね。そうしますと、二分の一負担なんといつても、実質的には国は二分の一

料をいただきたいのは、三十三年、三十四年、三十五年と、いわゆる五カ年計画ができてから、実際に町村から申請のあった、そして法規の上では当然対象になるべき危険校舎なり、あるいは不足校舎なりの坪数は幾らか、これに対して実際補助を与えた、補助金の対象になった坪数は幾らか。で、結局充当率は何％になっておるか。こういうものもあわせて出していただきたい。

○政府委員(福田繁君) ただいま、私、小学校の一般の屋体について補助対象になっているというように申し上げたのであれば、これは間違いでございますので訂正いたします。五カ年計画設定当初から戦災の小学校だけしかこれは対象にいたしておりません。後、小学校の一般の屋体については今後の問題でございます。その点を訂正いたしておきます。

ただいま加瀬委員からのお話は、充当率等はできるだけ調べまして提出したいと思ひます。

○鈴木壽君 それから、先ほど御説明があったのですが、ちよつと私聞き漏らしたので、もう一度恐縮ですが、小学校の校舎の建築費の標準の単価をおっしゃっていただきたい。

○政府委員(福田繁君) 単価でございますが、小学校も中学校も単価は同様でございます。鉄筋にいたしまして五万六千二百円、それから鉄骨にいたしまして四万二千九百円、それから木造が二万七千二百円、これが予算単価でございます。

○鈴木壽君 そうしますと、小学校、中学校、いずれもこれは同じであります、木造の場合に、単価が二万七千

二百円で一体校舎建築ができるというふうに考えておられるのですか。あまりに低過ぎるのじゃないですかね。これはどうなんですか。

○政府委員(福田繁君) 従来、今申し上げました単価でやっております。従って、単価の問題もいろいろ低いという地方も出て参っておりますが、私どももいたしましては、従来はこの単価で一応差しかえなかった。ただ、鉄筋、鉄骨の校舎を建てるのにどうも木造の予算しかないという場合に町村側におきまして非常な負担がかさむというような点がございましたので、三十六年度予算におきましては、鉄筋、鉄骨の比率を予算上一〇％引き上げるようなことをしてもらったわけでありまして、それによって若干調節をつけていくということでございます。ただ、最近の工事の実施状況を見ますと、鉄筋、鉄骨の場合におきましては、ほとんど予算単価でまかなえておるようでございますが、木造の場合、若干材料費等が最近上がっているといふことはこれはもう事実でございます。従って、将来の問題としては私どももこういう単価の問題も十分研究していきたい、かように考えております。

○鈴木壽君 お話のように、まあ鉄筋の場合は、これは私どもの聞き及ぶ範囲では、地方の場合にも何とかこれでやれるんだ、また、継ぎ足しをしても単価の面ではそう大きくならぬといふようなことを聞いておりますが、木造の場合、今二万七千二百円という、こういう単価で一体できるかという、これはとてもじゃないができませんね。そうしますと、二分の一負担なんといつても、実質的には国は二分の一

をはるかに下回った負担になって、市町村の持ち出しが非常に多いというところとがこれは実情なんでね。特にことしになってからの建築費の木材その他のの値上がりによって、さあ補助はもらえそうだが、しかしどうも実情に合わない、こういう単価のきめ方に基づくところの補助であるから自分たちの方の持ち出しが非常に大きいんだということとで非常にこぼしておるところがずいぶんあるんですね。これはもう実態はそんなんです。ですから、これは何と

しても今後研究していくというふうにおっしゃられるけれども、明らかに二万七千二百円ではやれないことがはつきりしておりますから、今木材を何か特別に安く手に入れるとかの方法がない限り三万五千円以下ではおそれくは校舎はできないと思うのです。ですから、そこに相当のもう坪に八千円もの開きが出てきておるわけですね。さっきも言ったように、二分の一の国庫負担のそれがそうでなしに、実質的にはずっと下回っている、こういうことに残念な事態が起こってきているわけなんです。それだけ町村の持ち出しが多くなり、町村財政の他の部面についての圧迫になるというのが今大きな問題になるわけですね。実は午前中PTA等のいわゆる税外負担の問題について、ここで交付税の算定の問題と関連をしましていろいろ話が出ましたのですが、そういうこともこれは一つの大きな原因となつてこういう大きな持ち出しがなければ、ある程度現校舎の維持修繕なり、あるいは備品なり、いろいろそういう面についての支出ができるのだけれども、洗いざらいこういうことの継ぎ足しのために財源をみ

なかに集めてしまつて、あとどうにもしょうがないんだというところが幾つもあるわけなんです。これはどうしても今後研究するという少しゆうちようなようなそういう態度でなしに、これはさつそくあれですね、私どもからすれば、これは補正予算でも組んで一つやつてもらいたいと思うくらいなんですけれども、少なくとも来年度では実態に即したようなこういう単価のきめ方をしないと私は困ると思うのです。が、どうです、その点。

○政府委員(福田繁君) 来年度の予算におきましては私ども十分この点をもう少し材料を集めまして検討したいと思っております。とりあえず今年度の問題といたしましては、先般、各地方の実績単価を調査してみますと、木造につきましては、地方によりまして相当差があるようでございます。高いところでは坪当たり三万円以上のところかなりございます。ところがまた一面、非常に予算単価を下回るという地方も相当ございます。そういう地方が相当ございますので、今年度の問題としては、私どもは木造の単価に予算執行の場合に若干の傾斜をつけてまして、そうして高い地方にはなるべく単価を有利に考える、こういうようなことで一応三十六年度の予算執行の問題としては処理できるのではなからうか、こういうことで現在研究いたしました。いろいろな地方によって違いますけれども、さらにもう少し具体的な詳しい調査を今後継続しまして研究をいたしたいと思います。

○占部秀男君 関連して、今、局長のお話で、それは地方によっていろいろ

と木造建築のことですから特に単価の大小はあると思うのですけれども、二万七千円以下で相当余るようなことはあまり聞かない。實際われわれ聞かなないのですが、特にこの問題はきょうに始まった問題でなくて、単価の安いということから来る地方財政の困った現状はここ十年來ずっと続いているんですね。どうしても文部省でできないというなら正直に補助率を下げ、そうしてできないということを明らかにすべきだと思ふ。補助率は補助率が高い

補助率、實際の単価の問題になるとそんなにもらつてないということになる。そのために逆に何か国から地方財政の問題が出るときには、補助はしていません、補助はしていますというようない機械的な返答で、迷惑しているのは市町村です。金がないなら金がないで補助率を下げるとかなんとかいうことを正直に私はすべきじゃないかと思うのです。この問題は三十七年度はどうにかしますというお話なんですが、それ以上大きな声を出してもしょうがないんですけれども、その点はもう少し正直にやってもらいたいと思うのですがね。注文だけつけておきます。

○鈴木壽君 局長ね、今のお話し、私も非常に不思議だと思つたのです。二万七千二百万円以下でやれるところもあるんだと、こういうふうになりますと、これはおかしいですよ。そういう場合があり得る場合の要素としてこういう場合がただしある、市町村有林のそういう財産を持つておったところでやつた場合、それを非常に安く原価計算みたいなことをやつた場合にはそういうことがあり得る。いま一つは、国有林野の特売なんかがありまして、そ

うして相当大きな石敷をもらつて、な
だし、りっぱな国有林の場合、多くは
りっぱな木ですから、それをそのまま
校舎に使うのはもったいないというこ
とで、陰で、これはいいことか悪いこ
とか知らぬけれども、転売をして差額
を利用するという手が実はある。やつ
ているところがある。そういうことで
もしないと今どきあなた、二万七千二
百円で坪がそれ以下でできるのが幾つ
もあるということになりますという
と、これは日本の物価の今の状況がど

うかしているんで、これはおかしい問題ですわな。実態は三万円以下ではできないというのが通説なんであって、しかも、最近は一万円でもできないのだと、これはいろいろ校舎の作り方にも多少はよるかもしれないけれども、とても三万円以下ではできないというのが一般的な水準だと思うのですよ。ですから、やはりこの点はこういう状態調査をせられたのかわかりませんけれども、これはあまりそういう実態調査は、失礼だけれども信用できないと思いますから、よく実態をつかんで、これはやはり単価の改訂をしないと、市町村としては非常に困っている。どこでも今は町村の学校の建築費で一番参っている、建築費で。しかも、教室だけならいいけれども、特別教室もなければならぬ、小学校のやはり屋体等もどうしてもなければならぬ、そういうときに、一方補助単価がこういうふうに低い、これで満足するしかないということ、こういうような事態があるとすると、ますますもって町村のいわば財政的なそれに重圧を加えることになるので、一番理事者が頭を痛めておることは、今言ったような

校舎建築についての金の問題なんですから、これは一つぜひしかるべき価格に改めるということをやってもらわなれないと私はいけないと思う。ゆっくりこれから研究しますというのじゃないと思います。ということです。

○政府委員(福田繁君) ただいま申し上げました点は、各府県を通じてことしの工事の実際からとりました調査資料でございますが、おっしゃるようになりますので、私どもとしては、今後十

分やはり実情に即するように研究をいたして参りたいと考えております。

○委員長(増原憲吉君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(増原憲吉君) 速記を起こして。

○松永忠二君 今御説明の中で、国庫負担の補助対象外として三割をあれしたと。その三割について起債または単独事業でやると、こう言っておりますが、實際のところはどうなんでしょうか、補助がつかないものについて起債をほとんど認めていないという現状じゃないかと思うんですがね。県では補助をもらったものについても起債はフルには見られない。少しやはり九割とか八割程度しか見られない。だから単独事業でやるものについて起債を見るなどということとは禁止をすることを自治省は言つちやいないけれども、事実上はあまりない。そういう状況だという話を現実についてみてもあるわけです。三割を實際起債でやっていると、いうようなところはあるのですか。

○政府委員(福田繁君) おっしゃるように、財政力のあまり豊かじゃない町村

育關係施設の起債のワクになっております。

○松永忠二君 今答弁のあった財政課長の、その割合が、計画の中でもその割合に考えておるのですか、文部省の方として。

○政府委員(福田繁君) 起債につきましては、七、三の三の部分につきましては、もちろん私どもは百パーセント希望するわけでございます。しかしこれは、まあ従来自治省におかれましては、まあ大体八〇%の充足率をもって許可方針とされておりますので、そういう面で一応五カ年計画の年次計画におきましても大体八〇%を目標に考えてお

な根本の問題は、選挙区の問題である。そういうふうに思うのでございます。で、衆議院の附帯決議等におきましては、一つ人口と定員のアンバランスを直してもらいたい。しかし、選挙区制の問題については慎重な態度をとれ、こういうふうなことがいわれているのであります。これは非常な矛盾した考えであるのでありまして、人口と定員のアンバランスは、現在のよ

うな選挙区をそのままにしておいてこれを実行するということはこれは不可能である。すなわち、八人ものあるいは選挙区ができる、そういうようなことは考えることもできないのでございす。従いまして、私はどうしてもこのアンバランスの問題を取り上げれば当然選挙区制の問題にも及ぶと思うのでございす。特に私は今の選挙区は一番今の日本の状態においては悪い区制である、こういうふうには思っているのでありまして、この選挙区制の問題をほんとうに取り上げること、すなわち政府はこの審議会に対して諮問をするということになっておりますから、ほかのいろいろの枝葉末節の問題もありまして、この選挙区の問題、内容を何にするかということは別問題にして、選挙区の問題についても諮問する、こういうふうなお考えがあるかどうかを伺っておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 今回の選挙制度審議会は、従来の調査会とは違ひまして、諮問をする、また諮問のない問題につきましても、独自に調査し得ることになっておるのであります。で、この前の選挙制度調査会には、選挙の制度という、こういうふうには抽象的でございまして、今度は、私が先ほどお答え申し上げましたように、選挙全般につきましても根本的かつ具体的に検討が、あるいは審議が行なわれることと考えております。

○小林武治君 ちろん審議会は独自の見解で政府に申し出ることができ。しかし、政府の諮問の仕方、こういうものによつても、審議会の方向というものが相当な影響があると思うのであります。総理は、この選挙区の問題が一番根本的な問題であるというふうなことにしておいてお考えはどうであるかということをお一つ。

○国務大臣(池田勇人君) これは選挙全般につきましても考える場合において、従来から一番問題になっておるのは、この区制並びに定員の問題でございす。そしてまた、ある党では、比例代表を加味するとか、いろいろな議論がございす。これは審議会でも当然結論が出るかと思ひます。私は今政府が諮問することと思ひます。私は当然こういふものは諮問してしかるべき問題だ、こう考える。ただ御承知の通り、衆議院におきましては、この選挙区制の根本的改正につきましても十分慎重にやられてくれ、こういう附帯決議が要望せられておりますので、ほかの問題とかかね合ひで、一番先に出るか、あるいは一番あとに出るか、今の衆議院のあれによりまして、この問題につきましても慎重にやられてくれ、各派一致の要望があるようございす。しかし、この問題は選挙制度審議会の審議の重要な問題となつてくることを私は予想いたしておるのであります。

○小林武治君 私は、この今の民主政治というものは、どうしてもこの政党政治を確立すると、こういうことが絶対に必要であると思ひます。この政党政治の確立については非常な障害になつておるといふふうな考えを持っておりますのであります。今政党は強い団結と協力が必要である、こういうことがいわれながら、やはり選挙そのものが派閥選挙が行なわれる。すなわち現在の日本の選挙は、これは政党政治と言わんより個人の選挙である。すなわち公認等については、ある程度の重きには持つが、この中選挙区制のおかげに、結局はこの派閥選挙あるいは個人選挙が行なわれる。この個人選挙のおかげに政党が強く伸びない、十分に団結を持つことができない、こういうふうな考へております。また金のかかるものの中選挙区制の大きな弊害の一つだと思ひます。選挙に金がかかるということが、今の民主政治の一番大きなガンになつておる。これを直すためには、私はどうしてもこの中選挙区制というものを直さなければならぬというふうに確信されておりますが、少なくとも総理も、今の中選挙区制にある程度の欠陥がある、こういうふうな認識をお持ちになつておるかどうかということをお伺しておきます。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろ議論のあるところでございます。従いまして、議論があるということは、そこに長所短所があるという現われでございまして、ただいまの選挙区制度、投票制度が、これを動かすべからざるりつぱなものであるということも私は考へておりません。十分こういう点につきましても、学識経験者等で審議を願うべき問題だと思つております。

○小林武治君 衆議院の選挙区の問題につきましても、私は以上のような考へ方を持っておりますのであります。なお、参議院の選挙制度の問題であります。参議院には、衆議院と違って、全国区というものがあつて、これが当初設けられた意味が漸次失われている。すなわち、だんだんその様子が変わつてきておるのであります。して、この制度につきましても、私は相当な変更を加へなければならぬという考へておるのであります。こういうふうな問題にすべきこと、こういうふうな思ひであります。その点はいかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私はやはり審議の対象になると考へております。

○小林武治君 参議院の問題であります。参議院の参議院というものがだんだん私は意味が薄れてきておるのじゃないかというふうな感じを持ひます。すなわち権限、力の弱い、衆議院の第二班であるというふうなことであります。せつかくの二院制度が非常に色があせてきた、こういうふうな感じを持つてきておるのであります。すなわち参議院は、ただ大体において衆議院よりか権限の狭い存在にしかすぎない、あるいは参議院が軽視される、こういうふうなことが言われておるのであります。ある程度これは軽視されるのも本質的な欠陥があるから、こういうふうな思ひであります。総理は衆議院の方であります。参議院の制度というものをこのままにして、参議院の制度というものを、参議院の制度と合はせまして、参議院制度というものを、何かすでに戦後十五年たつていこの際、根本的な考へ方をしなければならぬと思ひます。この点についてはどういふふうな考へであるか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) この二院制度の利害につきましても、いろいろもろ旧憲法時代からの議論のあつた問題でございす。戦後日本が憲法制定の場合におきまして、これもやはり實際問題として、一院制度か二院制度か、話になったと承つておるのでございす。しかし、ただいまはいずれにいたしましても二院制度になつておるのであります。従つて、今の参議院のあり方等は、これは選挙制度から、また参議院の性格が変わつてくることも考へられますので、十分今後検討してみたいと思つておるのであります。

○鈴木重吉 私も実は先ほどの小林さんが述べられましたように、政府は選挙法の改正についてどの程度の熱意を持つておられるのかについて、実は疑問な点があるわけなんです。今、総理のお話を聞いております。今度の審議会において、十分選挙制度全般の問題についての検討をしてもいい、また適切な答申をしてもいいのだ、まあこういうお話であります。で、おそらく選挙制度を改めなげやならぬ。選挙法の改正の方法というものは、それはもちろん、あるいは選挙区制の問題等になります。いろいろ議論はありますけれども、しかし、その他の問題については大体方向が出ておるのじゃないか。しかも、これは最近の問題でなしに、私は去年、おとし、これは岸内閣時代から選挙法改正という問題は、いわば一つの公約であつたはずであります。あなたが総理になつてからも、これは改正をしなければならぬ、とりあえず技術的な問題について早急にやるのだということをお話した。昨年の特別国会の際でございす。

ざいますか、あの際にもあなたはそういうことをおっしゃっておられる。もうとうにこれはやらなければならぬ問題だと思ふわけなんですか。従つて、私どもはそういう意味でこの国会に改正案が出るであろう、当然提出せられるであろうということを予想しておたのであります。しかし、それが出ないで今会期も余すところあまりないようなときに、今度は選挙制度調査会というものを作つてやるのだと、こういうことになってきますと、何か小林委員がおっしゃつたように、法改正の問題を先送りするのだというやうな印象をどうしても受けざるを得ないわけでありまして、一体、本気で総理あるいは今の政府はこの選挙法の改正問題をできるだけ早く実現するという気持が、先ほど申しましたように、私は何かこう心配になってきているのであります。あなたが、私先ほども申しましたように、総理になつてからも、いわゆる伊勢談話として伝えられておる中にも、はつきり選挙法の技術的な改正をやるのだ、また国会においてもやるのだと、こういうことを言つておつた。なぜやれないで、今こういう形の選挙制度審議会ができて、これからよく学識経験者の方々の意見を聞いて、そういう答申を待つてやろう、こういうふうな考えが變つてきたのか。まずその点を一つ、あなたの考え方の變り方を一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 私は別に考え方は變つていないと思ひます。先ほど申し上げましたように、また提案いたしました場合の本会議で申し上げましたごとく、今までの選挙制度調査会の答申等によりまして具体的案を作らうと思ひましたし、御答申がかなり抽象的であつたり、そしてまた、その答申によつて各派がまとまらなかつた。私は実例を知つておるのであります。従ひまして、今度は選挙制度の全般の問題につきまして、具体的に答申を得てやつた方がこれは早道だと、こゝろを考えたので、この審議会設置法案を御審議願つておるのであります。私は就任早々また施政演説におきましても、選挙の公明を期するためにはあらゆる手段を講じていく、そしてまた選挙制度審議会を設けて根本的な一つ具体案を作つてもらひ、そしてそれを尊重していくというところは初めから申し上げておるのであります。私はこの方法がとるべき最も妥当な方法と考えております。

○鈴木壽君 これは前の答申が抽象的であつたり、それからその答申に対して各派の意見が一致を見なかつたのだ、そのためにやれなかつたのだというところのようであります。しかし、これは前の三十四年の十二月二十六日の選挙制度調査会のこの答申は、これは抽象的とは言へません。これは問題をばつきり打ち出しているわけなんです。一つは、選挙の公営を拡充すること、それからまあ幾つもありまして、たとえば選挙の腐敗を肅正するために次のような措置をとらなければならぬというところをはつきり一、二、三、四と、こう書いてありますし、あるいは立候補の自由を乱用するとか、そういうことについての規制をするためにはどうしなければならぬとか、あるいは高級公務員の立候補についてはこ

うすべきであるという、これは抽象的でない、きわめていわば具体的、法改正までには及んでおりませんけれども、改正の条文までには至つておりませんけれども、指摘している事項はさぶる具体的です。これをもしも抽象的だからやれないというところになりますと、一体今度の答申でどういうものが出てくるか、これは将来のことではわかりませんけれども、こういうこと以外に答申として一体どういうことが書けるのか。私は抽象的なものがゆえに法改正までに至らなかつたということについては、これはおかしい言ひ方であると思う。それからいま一つ各派の意見がまとまらなかつたということが述べられております。確かに昨年の秋の段階におきまして、十分ないわゆる各党派の間の同意というものが得られなかつたことも事実であります。しかし、答申が、今後の答申であつて、過去における答申であつて、答申そのもの全部各党派で異議なく承知できるといふやうなことが、はたしてあり得るかどうか。たとえば、先ほど来小林委員が問題になりまして、あなたも答へになりましたように、選挙区制度の問題になりましたと、これは必ずしも簡単じゃないと思ふ。各派の意見の一致というところは、必ずしも私は期待できない。今のものと考え方からすれば、そういうことが言えると思ふ。各派の考え方が一致しないばかりでなしに、同じ党派の中ですら、あなたの自派の中ですから選挙区制がいと云う者、あるいはそれじゃ困ると云う者、これはいろいろ意見のあることでは、あなただつて御承知だと思ふ。一体そういうことになりましたと、各派の

意見の一致を見ない限り、いかなる答申が出て、それに基つた、それを取り上げたところの法改正を行なわないうのだということになりますと、一体いつ選挙法の改正をおやりになるのか、これは私は問題だと思ふ。ですから、もちろん大事な問題についての意見の一致を見ないということもありましよう。しかし、少なくとも意見の一致を見ている、あるいは世論が望むやうなそういう改正案は、これは政府の責任で、あなたの責任で出すべきだと思ふ。そういうことをしないで、特に避けてやるというところに私は少し考へ方について納得できないところがある。少し長くならまして恐縮であります。たとえば選挙の公正を期するたためにどうすればいいの、こういうことはみんな問題が出ています。事前運動の取り締まりなり、あるいは金をかけないやうにするためなり、あるいは罰則の強化なり、いろいろ問題が出ています。少なくとも選挙の公明を期するたため、あるいは腐敗を起す選挙をやめさせるための少なくともそういうことだけの選挙法の改正だけにどまつてもいいから、ともかく私はそういうものを出すべき段階だと思ふのです。おそらく昨年あなたが政府を作つたときには、そういうことをお考えになつておつたのじゃないかと思ふのです。ね。その点どうも私はあなたのおつしやるやうに、答申が具体的でないとか、あるいは各派の意見が一致しないというところで、何かするに至つてきた、そこに法改正の、そういう公明選挙をあくまでやつていこう、それによつて民主政治の基盤を作つていこうという熱意といひますか、決意に欠けておられるように私は思ふ。重ねてその点いかがでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) ただ調査会の答申でもいろいろな項目をあげてやつておられますが、それら立法しようということになりますと、なかなかむずかしい問題があるのでございます。たとえば公正を期するとか、あるいは公営選挙を拡大する、そういうやうなことを書いておられますが、立法するためには、あつたやうな点をどうする、こういう点はどうする、もう少し深く検討してもらひたい、こういう気持で私は審議会設置法案を御審議願つておるので、決してこれを延ばさうというのを私は考へてやつておるわけじゃございません。具体的問題につきましては、関係大臣から御説明申し上げまして、御指摘になりました公営の問題あるいは罰則の強化、具体的にうたつてあるじゃないかというお話は一応その通りでございますが、先ほど総理からもお話しになりましたように、たとえば公営の問題と申しましたも、例をあげますと、同じ区内で定員の数倍にわたる、いい例かどうかわかりませんが、泡沫候補といわれておるやうな人が立つておる区を、これを今ここであげられておる程度のごとき公営をやつた場合に、はたして平等でない公営の精神に合うかどうかといふ点等については、相当まだ研究の余地が残つておるやうに思ひます。また刑罰の強化等につきましても、なるほど刑罰を強化するということは必要でありましよう

が、他の犯罪とのバランスの問題、あるいは選挙なるがゆえに罪九族に及ぶといったような思想から、はたして間違つた採用がされる危険はなかるうか、あるいは定数と人口のアンバランスというものは早急にやれと、こういうお話であります。先ほど小林委員の御指摘のようにやればこれは七人、八人の定員を持たざるを得ないというやうなものが相当できるわけであります。そういう場合の考え方をどうするか、こういう点につきましては、残念ながらまだこの調査会の答申では非常に不十分だと思ひます。さらにそういう問題を含めて総理のお話のように、さらに大きな問題も一緒にもう少し具体的に検討をさせていただきたいというのが、この審議会にお願いしておる趣旨でございます。

○鈴木善郎 まあ慎重にこういう問題を取り扱いたいというお気持ちのようでありまして、さつきも申し上げましたように、これはもちろん慎重であるべきなんです。しかし、すでに方向が出ており、さらにまたある程度話し合ひのできておる問題もある、選挙法の改正の場合、全部包括的に一斉に法の法律全体にわたつての大改正を行なわなければならないというやうな場合もあると思ひますけれども、また必要に応じて部分的なものを改正することによつて、その積み重ねによつて最終的にはいい選挙が行なえるやうな選挙法の改正というところに持つていこう、こういう考え方が私は当然あると思う。そういうあとの方の考え方に立つていくことが今の場合にはまた必要じゃないだろうか。そして具体的な、あるいは抽象的だという問題にな

りますと、一体今度の選挙制度審議会にかりに答申が出る——いつ出るかわかりませんが、一体それを事こまかに泡沬候補のときはこういうやうなチェックすべきだとかというやうな、そういうことまかな答申というものは私はこれは期待できないと思ひます。あなたが今例にあげたやうなことは、泡沬候補のことについては規制をしなればならぬというところからいへば出てくるかもしれません。こまかくこういう方法によつてやれとかがやうなことは、これはこれはちよつと私は答申としてどうかと思ひます。また、そこまできき得るものかどうか、あるいは罰則の問題でも、これこれの場合にはこういう刑を科せなければならぬとかというやうな、それこそ具体的なところの審議会としましては、こういうところの審議会なり制度の調査会等の答申のそこまでの任務じゃないと思ひます。やはりここでは方向を出さなければいけません。ですから、たとえばこういうことはあり得ると思ひます。定数のアンバランスの問題については、何人程度を基準にして、二十万なら二十万を基準にして、それについて一人なら一人というやうな、いわばある程度の数字は出るかもしれません。あとのことについてはそんなことかといふところまで答申は出てこないと思ひます。たとえば連座制の問題などは、今よく選挙違反なんかで追及をされておる者の時効の延長の問題等につきまして、時効を延長せよということが前の選挙制度調査会から出ております。じゃ何年何月何日にせよなどというところは、これは答申としては出てきませんよ、これは。そうすると、何日にすればいいかわから

ぬからこれは慎重に検討しなければならぬ、そんなことを言つておつたらこれはいつになつても法の改正なんかできやしませんよ。ですから、この点は今言つたやうに、先ほどから申し上げておりましたように、たとえば罰則の強化、連座制の強化というやうな問題については考える場合に、だれでもこれは意見の一致するところなんです。一体それをどういうふうに区切るかというやうなことは、いろいろ技術的な問題は出てくると思ひますけれども、とにかく方向としてはそうなつていく。そういう問題を今取り上げていくことが私は必要な段階であらうと思ひます。一昨年の地方選挙あるいは参議院の選挙それから昨年の秋の衆議院の選挙のあういうさまを見ておつては、これはもうこれ以上待つておれないというものが世間の考え方だと思ひます。何とかしてやらなければ困る。国民もこの国会に、従つて、選挙法の改正案は、先ほど言つたやうに、全般的な全部を包括するやうなことはあるいは期待しなくても、そういう問題についての腐敗選挙をやらないやうに、選挙の公明化を期するための選挙法の改正というものは、これはみんな出るものとして望んでおり、期待しておつたのだらうと思ひます。やばいと思ひます。と、今度の審議会がどういふ答申が出るかわかりませんが、抽象的だとか、各派の一致した意見がなければできないとか、これはまたそういうことになりますよ。それでいいのですか、総理とそれから自治大臣。

○国務大臣(安井謙吉) きょうは総理の御答弁が主体でございますので、あまりこまかい御議論は私どもも差し控えたいと思つておりますが、今のやうな公営の問題につきましても、これはなかなか問題はその法律で作るやうなものまでいかなくても、まだ非常に残つていふと思ひます。たとえば公営選挙、あの演説会というやうなものにつきましても、それが非常に逆効果で、広げることによつて及ぼすというやうな問題もございまして、もつと基本的な考えなければならぬ問題は相当地点に含まれていると思ひます。そういう点につきましても、この権威ある審議会がぜひ御答申を具体的にいただくやうに配慮したいと思つております。

しておるところをくどくど述べてもしようがないと思ひますが、たとえば今、総理や自治大臣のお話のように、もつと具体的なことも、たとえば一例として申し上げますが、今の泡沬候補の規制の問題等になります。これは確かに総理の言うやうに憲法上の問題も考えなければならぬというやうなことにもなつてくると思ひます。しかし、具体的なところのどの程度要求し、どの程度にするものかというところは私は問題だと思ひます。ところが、たとえば個人演説会の回数の制限を緩和しなければならぬというやうなことにしまして、個人演説会は何回にした方がいいとか、そういうことなんか出てきません。また、そこまでするべきものじゃないだろうと思ひます。だから、その方向が示されまじたら、答申においてそういう方向が示されまじたら、それをこの法案にあるやうに尊重してやつていく、その間に法制化の過程においていろいろこまかい規定というやうなものも検討しなればならぬと思ひます。そういうふうなことしか私はできないのじゃないかと思ひます。それを具体的にやつてもいい、前のこれは抽象的であるからどうも手がつかぬというやうな考え方であるとすれば、せつかく審議会をお作りになつても、おそろく法改正にまでは至らないのではないかと、私は私は心配をするのです。そこで、その点はそれくらいにしますが、一体私こまです申し上げてはあはれちよつと失礼に当たることが出てくるかもしませんが、何か選挙法の改正について総理も決まざるを得なかつた

○鈴木善郎 まあ慎重にこういう問題を取り扱いたいというお気持ちのようでありまして、さつきも申し上げましたように、これはもちろん慎重であるべきなんです。しかし、すでに方向が出ており、さらにまたある程度話し合ひのできておる問題もある、選挙法の改正の場合、全部包括的に一斉に法の法律全体にわたつての大改正を行なわなければならないというやうな場合もあると思ひますけれども、また必要に応じて部分的なものを改正することによつて、その積み重ねによつて最終的にはいい選挙が行なえるやうな選挙法の改正というところに持つていこう、こういう考え方が私は当然あると思う。そういうあとの方の考え方に立つていくことが今の場合にはまた必要じゃないだろうか。そして具体的な、あるいは抽象的だという問題にな

○国務大臣(池田勇人) 別に議論するわけではございませんが、たとえば泡沬候補、言葉は悪いが、泡沬候補の規制の問題にいたしまして、なかなかその規制の仕方が憲法上非常な身分関係の問題になつてくることもありまして、また連座制を強化しろと、こう申しまして、憲法との関係、なかなか私はむづかしい問題があるのじゃないか。こういう問題につきましては、私は法制的にもまた政治的にも十分検討してもらふ必要があるのではないかと。こういう大事なことでございまして、私は広い範囲でしかなく、具体的にいろいろの答申をしていただくことがかえつて早道じゃないかという気持ちで言つていふのであります。

○鈴木善郎 まあこういうものを作つて、その答申によつてやるといふ段階になつてきているのであります。それから、私も過去のいろいろな政府の言つてきたこと、あるいはまた世間の期待

という中に、この前の三十四年十二月の選挙制度調査会の答申をめぐっての政府、与党の方、こういうものの中で、他党派の問題よりも、むしろあなたの政府と党との関係においての意見の一致を見なかったことが、ここまで法改正を延ばしたことになるのではないかと、このように思うわけなんです。最初答申に基づいて、安井さん、これはあなたの前の時代でありましたが、自治省で案を作りましたですね。ところが、それが党の七役会議かなんかでけちをつけられてしまった、そうして党の選挙調査会のいわゆる青木委員会とかいわれる青木さんの方に回した、その作った案をさらにまた自治省でいろいろやっただけでも、その案がまた後退したとか、気にくわぬとかいうこともあったとおっしゃいます。さつが、ありますね。むしろ私は、選挙法の改正を特に選挙の公明あるいはそれに関連するいろいろ罰則の問題等に關連しての改正に踏み切れなかったのは、そういう自民党の内部の方々のいろいろな動きが今日までこういうふう

に引っぱってきた、それではないかと思ふのですが、総理である、総裁である池田さん、その点についていかがお考えになっていらっしゃいますか。

○国務大臣（池田勇人君） 当時私は総裁でも総理でもなかったのです。存じません。聞いておりません。専門の事務当局からお答え申し上げます。

○国務大臣（安井謙君） お話のように、昨年二月答申案につきまして、一応の素案は自治省としては作ったわけでございますが、今、総理が御指摘になったような問題、根本的な問題もあり、さらに具体的な問題、両面からな

かなかこれが成案を得るに至らなかった事情であります。さらにそういうった成案を、これとか、あれとか、こう二、三出しまして、各党との折衝をやりましたが、いずれも一致を見るに至らなかったというふうなきさつがございますので、先ほどお話のようなことも、一つもつと広い視野から、そうしてより具体的な答申をもらいたい、こういうふうな思っておる次第でございます。

○鈴木憲君 広い視野からといいますが、前の選挙制度調査会についてのこれは不信任ということになりますね。これではどうもだめだ、新しい審議会を作つて、せつかくこういう答申を出したにもかかわらず、これではだめだから、もっと広い視野からものを見れる人々を選んで、あるいは法的にもう少し権限も与えて、それによつてやろうと、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣（安井謙君） 決してこの前の調査会を不信任するというふうなつもりは毛頭ないのでございまして、実は今度の審議会を作るにつきましても、前の審議会の委員のおもな方々とは十分に話し合ひをいたしまして、いろいろ問題を提起してみますと、なるほど、これはもう一回出直した方がいじやないか、こういう大方の御結論も得ておるわけでございます。決して軽視してやるといふつもりではございません。

○鈴木憲君 より広範な御検討を願つて、従つて、広範な答申を期待しているようにありますが、これは今からこんなことを聞いても、まだそんなことまで考えていない、これからだ、こ

うおっしゃるかもしれないが、一体どういふことを諮問なさるつもりなんですか。やはり、この法にあるものを全部一どきに諮問いたしますか。そして、その場合に、答申を求める時期、こういうものは一体どうなるかというのを、今お考えになっておられますか。

○国務大臣（安井謙君） この答申を求める方法、内容等につきましては、法律案にも具体的にうたつてあるわけでございます。たとえば「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」、「国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項」、「政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項」、「選挙公明化運動の推進に関する重要事項」、こういうふうに進に關する重要事項、こういうふうな項についても、具体的に内容をうたつておるわけでありまして、この線に沿つて諮問をいたすのであります。その結論の出る時期につきましては、これはまだ審議会自身もできておりませんし、ちよつと今ここで言明するわけには参るまいかと思ひます。

○鈴木憲君 ですから、第二条にある、今あなたが読みになったようなこういうことを全部諮問なさるつもりであるのか。

それから、まだ充足しておらない審議会でございますから、今から期限をつけるなどということはおかしな話であるかとも思ひますけれども、しかし問題は、来年参議院の選挙がありますね。ですから、やはり時期というものは当然あなたが腹づもりとしては予想して考えなければならぬと思うので

す。また国会が十二月から開かれると、こういうことを考えますと、ある程度あなたの方としては、こういうところまで答申を出してもらいたいとか、意見を出してもらいたいとかいう、そういう期待というものは、私は当然持つてしかるべきだと思うので、そういう意味で、私は何かそういうことについて考えているのではないかと、こういうふうにお聞きしたわけなんです。その二点を一つあらためて……。

○国務大臣（安井謙君） 今のようなものを主眼にいたしまして、さらに前回出ております調査会の答申は、具体的な検討の材料になるであらうと思つております。それから時期につきましては、おっしゃる通りであります。これから審議会もできる過程でありますので、今ちよつとわれわれの方で予測をしてこれをどうだというわけにはなかなか参らない。できる限り早く答申を求めるという方針で臨みたいと思ひます。

○鈴木憲君 さつき総理は、小林委員のお尋ねに対して、法案が通過したあと、できるだけ早く審議会を持つてもらつて、そうして諮問をする、結論の出たものから逐次やつていきなさいと、こういうふうにお答えになっておられましたが、そうしますと、諮問の仕方は、全般的に、この第二条にあるような事柄を全部諮問して、そうして結論が出たものを逐次出してもらつと、そういう格好をおとりになるように、これは聞かざるを得ないわけなんです。そういうおつもりなんですか。

○国務大臣（池田勇人君） 私は、この答申が出たものを逐次と申しまして

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

も、やはり一々そのつどとというわけにも参りますまい。そこで、衆議院におきまして附帯決議のありました、当面急を要する事項について早急に行なう、それから選挙区制度の根本的改正について調査審議を行なう場合には特に慎重を期するところとなつておりますから、まず選挙区制の根本的改正というものにつきましては、審議はされるでしようけれども、その他の急を要する問題、これが先に出てくると私は期待いたしておるのでございます。

○鈴木憲君 私は、先ほども言つておりますように、こういう選挙法の改正の問題については、根本的な選挙区制の問題等については、かりに答申があつたにしても、これは相当また、政府としても、あるいは各政党間におきましても、検討しなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、そういうことをも含めての選挙法の改正を一挙にやるといふことになりまして、これは時期的にいつて非常に先へ行つてしまふというふうなことになると思ひます。ですから、まずとあえず、これは先ほど小林委員の言葉の中にもありましたように、金のかからないような選挙、金をかけない選挙、もしそういう金をかけたり何かした者に対しての罰則を強化するといふような方向の選挙法の改正をまずとあえずやらにやならぬじやないだらうか。そうしてまた、審議会に対してもそういうやはり政府の考え方をある程度明らかにして、そういう問題についての答申はできるだけ一つ早くやつてもらいたいというふうなことをすることが一番今のこの時限における選挙法の改正については妥当なものじやないだらうかと思ふのです

が、この点いかがですか、総理大臣。
○国務大臣(池田勇人君) 大体そういうふうな考えでおります。また衆議院の決議もそういう方向でいっているといはる考へております。

○鈴木善郎君 最近の選挙のやり方を見

ておられます、特に先ほどもちよつと私触れしましたが、一昨年の地方選挙あるいは参議院の選挙、さらに昨年の秋の衆議院の選挙、こういうものを見ておきますと、非常にこれははうておけないというところに世人も考へておられると思う。そういうきいたくない選挙が行なわれておる。おそらくこれは総理も認めざるを得ないと思うのですが、選挙違反の件数なんかも、昨年の秋の選挙に際しての検査された者を見ましても、非常に前よりもふえているのです。一体、これをこのまま放置しておいていかうかという問題です。ね。しかも、その選挙違反は非常に悪質なものがある。特に供応、買収というふうなそういうものが非常にふえている。金もかなり過ぎる。まあ二当一落という言葉があります。三当一落にまで相場がこう上がつてきておられます。それくらい金が使われておる。こういう選挙になつてきておる。しかも総理、これあなたの党の方々が一番多く金を使いますね。これはどうです。一体総理として、総裁として、こういう点について、まあ法改正もさることながら、何とか手がありませんか。いかがですか、これは。
○国務大臣(池田勇人君) 選挙に金がかかるということはほんとうに一番いかぬことだと思います。わが党の者につきましても、常にそういうことを

言っております。自分のことを言つては恐縮でございますが、私は身をもつて実践してあるつもりでございます。できるだけ金を使わないようにやうていくよう、お互いに戒め合つておる次第でございます。

○鈴木善郎君 確かにあなたは身をもつて金のかからぬ選挙を実践しておられるのであります。昨年のあなたの選挙の場合の法定費用六十四万二千八百円のところ、あなたの入った金は六十四万四千六百二十円、支出が五十四万二千六百三十七円でありまして、相当余つて、法定費用に達しない、こういう届け出でありますから、これは確かにあなた自身はそういうふうなやうておられる。ところが、あなた自身はそういうふうな身を持つておる。こぶるつての集めた金は、あなたの方の党としての派閥と言つちや悪いかもしれませんが、いろいろな個人、AならAという人を中心にした後援会みたいなそういう会がございますね。あるいはあるグループの会、こういうところでは集めた金というものは、これはまた莫大な金が集まつて、それが使われておるのです。ですから、私はまあ何れもあなたが金を使つたというふうな失礼なことは決して申しませんが、あなたの方の党なり、そういうグループなりで非常にたくさん金を集めて、たくさん金の選挙に使つておる、これはもうはつきり官報に出ておるのだから……。しかも一説には、これに出ているものの何倍かの金が出ておる。これにしろぬというふうなことがいわれておるくらい、とにかく昨年の選挙には金が出ておる。これは一つ総理、あな

たが、自分はそれこそ公明選挙を実践しておられるのだと、こういうことだけできなして、もうしてまた言葉の上で単に戒め合つておるということだけでなしに、やはり党の、第一党の総裁として、党全体の問題として、こういうことをなくするやうなことを考えなければいけないのじゃないか。この点はどうですか。私はぜひそうなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(池田勇人君) そういうことをなくするやうに私は努力をいたしておるのではありません。いろいろ、この前の選挙は何かいわれる百日選挙と、こう言われておりますから、いつもより違反が多く出たかも知れません。しかし、違反のないことをわれわれは期さなければならぬので、あらゆる方面から努力をしていきたいと考えております。

用以内でちゃんとやるのだというその限度において与える。そういうことも一つのきき目のある方法じゃないかと思ふのですが、一つそういうことであつたはおやりになる気持はございませうか。

○鈴木善郎君 最近の選挙のやり方を見

いう、また使わないうにする、そういう仕組みを、これは法改正とかなんとかいう以前に私は取り上げなければならぬ問題だらうと思ふのです。これはまあ私の持ち時間もなくなりましてからやめますが、これは相当あなたの方では金を集めて、それを現実に使つておるのです。ちゃんとここに報告が出ておりますから、これはあなたもおそろくごらんになつていらつしやるだらうと思ひます。一体こんな金を使わなければならぬのか。しかも、今言つたやうに、そのほかいろいろこういうところに載せられない金が出ておるのではありませんか、もしこ

ういうやうなことをやつたら、それこそ厳罰だ、本人はもとより、その連座制を強化することによってやはり厳罰にすべきではないだらうかと思ふのです。そういう問題をまずとりあえず、これは各党派にあつて、異議がない問題だらうと思ふ。これをもしも決るやうな党派があつたり、人があつたりすれば、これはおかしいと思ふのです。から、こういう問題をこれは政府の責任においてでも法の改正によつてちゃんとやうていくのだという、そういう決意なり姿勢が私はほしいものだと思ふのですが、これに関連して、もし審議会の答申が来年の選挙に間に合わないというやうなことがあれば、答申に基づいて法改正という問題がもし間に合わないというやうなことがあると、やはりそれはいつまでもたつてもこのままに、法改正を行なわない、そういうことなんですか、その点一つ。
○国務大臣(池田勇人君) 私は当面急を要する今のやうな問題につきましても、早く出ることを、答申のあること

を期待しております。

○鈴木壽君　そうすると、そういう問題について、これは諮問の仕方でも私は関係してくると思います。全体をずつと、さつき私ちよつと問題にしましたように、広範な範囲にわたつての諮問の仕方をしておつて、まず早いところ出てきたものだけまずやつていくといふことになる、向こうだつてそれぞれ考え方があつたから、こちらの方のものを早く出すといふことはなくなる、そういう場合でも私は考えられる。従つて、こういう問題についてはというので問題を区切つてやはり諮問するといふことを今あなたがおっしゃるようになりたいのだつたら、そういうことも一つの方法じゃないかと思うのですが、これはいかがでございましょうか。

○国務大臣(池田勇人君) この審議会ができましたならば、審議会の委員の人々は、衆議院の附帯決議のみならず、ここで議論せられたことを十分私はお考えになることと思うのであります。従いまして、審議会の委員の方々とは、われわれとしてはこういうことを申し上げると同時に、十分皆さんの意のあるところをおくみ取り願うようにしたいと思ひます。

○鈴木露君　これでやめますが、一つ、これは実際の場合に、こちらでやりになるのかどうかわかりませんが、まさか総理一々おやりになるわけじゃないだろうと思いますが、委員の人選でございますね、これは非常に大事な問題だと思えます。さつきあなた方、どうも前のこれじやうまくないのだというようなことでありましたが、必ずしも不信任じやなくて、この中か

らまた委員を選ぶのだというようなこともおっしゃっておりますが、しかし、前の委員の名前を見て参りますと、初めからもうその考え方が一つに固定してしまっていて、たとえば選挙区制の問題なり、そういう問題について、初めから考え方が固定しているという方がたくさん指摘できますね。これは事が事であるだけに、やはり委員の人選というものをこれは十分に慎重にやってもらわなければいけないと思うのですね。初めからそういう結論が予想せられるような顔ぶれだったら、私はこれはおかしいものになってしまふと思うのですが、これは今言ったように、直接私は総理おやりになるわけでもありませんでしょうが、総理の人選にあたっての心がまてと、安井さんの方から一つ——これは安井さんの方でおやりになるのですか。もしおやりになるのだつたら……。

○国務大臣（安井謙君） 手続はそういうことになります。

○鈴木壽君　あなたの方で一体どういうつもりで心がまえをやっておられるのか、お聞きしておきたいと思いが。

○國務大臣(安井謙君) お話のよう
に、できるだけ広く、そうしてできれ
ば実務の経験者、あるいはかつて選挙
の経験もあったというような人も人
材主義でお願いをしたいと思つており
ます。それから固定した思想を持つて
おるというふうに言われるのでありま
すが、せんだつてこの調査会の委員の
方も、おそらく固定しておると思われ
る方といろいろお話をしてみまして
も、必ずしも固定しておらぬのであり
ます。でありますから、そういう点は

○鈴木齋君 総理、その点どうです。
決して片寄った初めから結論の見え透いたような構成にはならないように十分配慮いたしたいと思っております。

○國務大臣(池田勇人君) 非常に大事な仕事でありますから、私自身も個々の人につきまして従来の主張またその性格、あるいは経験等々につきまして十分私自身も審査して、ほんとうに公正、りっぱな委員会のできるよう努力をいたしたいと思っております。

○松永忠二君 二、三お聞きをするわけであります。まず総理大臣に、審議会のことは別として、池田総理として理想選挙を実現する、そうして国民が非常に期待をしている選挙法の改正、こういうようなものにあたつてこれだ

けはどうしてもこのままでおいてはならないと考えているものはどういうものなんでしょうか。そういうことを総理としてお持ちだと思ふが、そういう点についてどうしてもこれはこのままでおけないと考えておられるものはどういうものがあるのか、それを一つまず先にお聞きをしたいわけです。

方がなければ、これを即時と言うか、直ちにとにかく結論を得て広い角度で、しかも、根本的に解決をしていくということについては熱意の点についても疑われつつはないかと思う。だから、これをこう変えていきたいということではなくて、この問題については何としてもとにかく検討していかなくちゃできないと、総理みずからお考えになっている点はその点なのか、それをも一つお答えを願いたいと思う。

○國務大臣(池田勇人君) それは公正、公明な選挙が行なわれる。それで、私はそのためにはどういうふうにしたらいいかという具体的な問題につきましては私の意見は申し上げない方がいいと思います。

○松永忠三君 それでは私の方から逆にお尋ねをいたします。特に先ほどから質問があつてゐるのは、とにかく参議院の選挙というものは目の前に来てゐるわけです。しかも、参議院の選挙は百日選挙どころではなくて、期日もきまつて、あるいは一年選挙とも考えらるべきものである。そういう選挙を

目の前にしてきているおりから、どうしてもこの点は直していかなければできないという点が私はこの前の選挙の反省からあるわけで、また、そういうことがあるからこそ、政府みずからも公約として出しておるし、審議会も作ろうと考えておられるのでありますから、まずその中で後援会というものが候補者から多額の金を寄付を受けて、そうして後援会全員に金をばらまいて、物をばらまいていく。そうして事前運動においてこれが行なわれていくという、この点については何としても改めていくべき問題ではないかと私も

私たちは思うわけです。

それは、総括主宰者あるいは出納責任者が、御承知の通り相当なりつばな人物でありますけれども、具体的に名前をあげるときは遠慮いたしますが、昭和三十三年に出納責任者であつて、買取容辱で指名手配されて逃亡していた、それが昭和三十五年の四月に現われて、十五年の選挙ではまたまた買取のため逃亡して指名手配を受けているといふ具体的な者もあるわけです。あるいは中には、昭和三十三年の総選挙で指名手配されて、総括責任者が夫婦でもつてまだ逃げてゐるという具体的な問題もあるわけです。こういうことを考へてみたときに、やはりこういう問題について、これは明確にやはり改めなければならぬ、これは明確に、この問題では解決をしていかなければできないのではないかと、これを強く感ずるわけなんです。まずこの二つの問題については、総理は一体、やはりこの次の選挙の行なわれるまでには、何とかして方法を検討いただいて解決をしていかなければ公明選挙、金のかからない選挙はできないとお考へになつておられるのか、それともそういうこともはつきり個人的な見解を言うことは差しつかえるのか、私はむしろはつきりしたお答えこそ国民も期待をしており、われわれも期待をしておるわけであります。そういう御答弁があつてこそ、私は何としてもこのままでは選挙は公明に行なわれぬ、金のかかる選挙を改めることはできないというような熱意が私たちはわかつて思ふのであります。この点についてはいかがでありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 来年の参議院選挙に對しまして、政治活動をする、たとえば国会報告とか、あるいは演説会を開くということにおきましてこれを差しとめるというわけには参らないと思ひます。そのためにある程度の後援会ができて必要最小限度の支援をするということも、これは私はやむを得ないのではないかと。しかし、その間において事前運動であり、あるいは法違反を起こすというようなことは絶対に避けるよう指導していかねければならない、私はこういう意味におきまして、やはり公明選挙のために候補者自身が自衛して下さると同時に、相手の国民に對しまして公明選挙のPRをこれで行っていただきたいというので、予算も要求いたしておるのであります。後援会等のあり方につきましては、これは良識でいくよりほかにはないと思ひます。

それから次の御質問の、過去におきまして総括責任者等が逃亡しておる、こういう問題を私聞きましたので、法務大臣につきましてその後の手配、様子はどうかということをお二回ほど聞いておりますが、何分にも今はそれがつかまつていない状況であるのであります。こういうことは早く指名手配の実績が上がるように努めると同時に、先ほど申し上げましたように違反の起こらないよう、候補者はもちろん、国民におきまして公明選挙が行なわれるようにPRしていきたく私は考えております。

○松永忠二君 今あなたが申されたようなことについて、選挙運動として使用せられるその寄付金の制限、あるいはその連座制の強化、こういうような点

について、やはりあなたがおっしゃったことは、法律的に規制をしなければできない、そういうふうにお考えになつておられるのか、今あなたの申されたようなことでそれができるとお考えになつておられるのか、そういう点を期待をされておられるのかどうか、そういう点についてはお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 連座制の問題、選挙費用の問題等につきまして、私は重要な問題でございます。早急にこの審議会にかけ、そして御検討願ひたい、こう考えております。

○松永忠二君 まあ具体的に私たちがらえば、この選挙制度審議会の法案が通過をされて六月中旬に発足をし、答申を受けて法案を作つて通常国会に提示をし、通常国会において審議を上げれば、同時に選挙になつてしまふということになるので、ほんとうにこの参議院選挙に間に合せて有効な改正や施策を行なうというふうなことであれば、われわれからいふと、また別個な、先ほどからお話があるが、方法があるかと私たちは思つておるわけでありまして。そこで、提案の理由にも説明されているように、その答申を待つて、これを尊重して改正法律案を国会に提出する等所要の措置を講じようとするものであります。こういうふうな書かれておりますが、一体それはいつの選挙から実施をするのか。そしてまた、この次の参議院選挙にはそれを間に合わせるのかどうか、その点について総理のお考えを聞きたいわけなんです。

○国務大臣(池田勇人君) これは答申が出てこないといわかりませんが、私はこの必要性は万人が認めておること、そして先ほど答えたように、さしあつて急を要する問題につきましては先に審議しろと、こういうことが附帯の、私はその点は十分心得まして、審議会におきまして、さしあつて必要なものにつきましては答申が早く出てくることを期待しておるのであります。答申が出て参りましたら、われわれといたしましては、早い機会に実現ができるよう努力いたしたいと思つております。

○松永忠二君 端的にお聞きをいたしますが、参議院の選挙に間に合わせるというふうな御決意はあるのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 答申が出て間に合はせられるような情勢になりますれば、私は間に合はせたい、こういう希望を持っております。

○松永忠二君 そうすると、大体御希望としては間に合はせたいというふうなお考えを持っておられるようでありますが、そうなる参りますと、実は今参議院の方へ自民党の方から参議院選挙の臨時特例に関する法律案が提案をされているわけでありまして。これは、この提案理由の中にこういうことが出ておるわけですか。「御承知のごとく昭和三十三年の参議院議員の通常選挙が明年に迫つておりますので、この際抜本的な改正は行なわず、とりあえず同選挙を対象とした所要の措置を臨時特例として講ずることとした次第であります。」、こういうふうに出ておるわけでありまして。今、総理は非常な熱意を持ってこの選挙法の改正にあ

たつていこう、選挙制度の改正にあつていこうという熱意を信じ、また、それを間に合はせたいという、そういうことを考えているなら、ここに参議院の臨時特例に関する法律案の中に、その答申を尊重すると、しなければならぬと、権威あるものとしてこれを尊重していこうということになります。ところが、参議院の答申をゆがめるとか、あるいは審議会のいふゆる自由な討論の上に影響を与える、むしろそういうものを尊重するという立場から言ふならば、これはやはり審議会の答申に待つべきではないかという考へ方があるわけでありまして。これについては、自民党総裁として、この提案にあつては総務会等においてやはり通過をしておることを考えてみると、どうも提案されている設置法と矛盾しているのではないかと、特に間に合はせたいというふうな事柄とこの議員提案とは矛盾をしておるのではないかと私たちは思つておる。こういう点については総理はどういうふうなお考えを持たれているのか、見解をお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 国会に提出されております修正案は、私の聞いておるところでは、ごくまあ簡単に言つておつては、はがきの枚数とか、ポスターの枚数とか開いておられます。これは国会において適当に御審議願ひをしまして、私は今までのあり方から申言つては語弊がありますが、非常に、ポスターが東京その他の大都市では少な過ぎるというふうなことは聞

いておるのであります。この問題につきまして、私は矛盾しておるというほどのこともないと思ひます。国会におきまして適当に御処理願ひたい。

○松永忠二君 そうすると、矛盾しておらないというの、ささいなことだからというので、従つて、やはり参議院選挙に間に合はせたいと考えている中には、もう少し広範囲な、そうして相当まあ重要性というのか、必要性に立つたものを実施をされると、そういうことを逆に言えば裏書きをしているものであります。そういうお考えでありますか。従つて、このささいな問題については処理をしてもらへばよいのであつて、参議院の選挙には相当重要なものを何となくして間に合はせたい、こういうお考えだと解釈をしてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(池田勇人君) 今出ております改正案につきましては、私は、はがきとかポスター、こういうもの、で、いかにも少な過ぎるということにつきまして、是正したらどうかという意見が出ておることは、これは考えられると思つておる。しかし、その問題につきましても、審議会におきまして、今後の問題として議論しないというわけのものではないと思ひます。しかし、私は、そういう問題でなしに、選挙の公明が期せられるという、もっと重要なと申しますか、もっと、金のかからない公明な選挙施行に必要な問題はたくさんあると思ひます。そういう問題につきましては、早急に審議せられて、あたためてよくすることでありまして、なるべく早くいたしたいというふうな考えております。

○松永忠二君 先ほどからいろいろ質問もある中で、私たちも、熱意の問題について、ややいろいろ考えさせられるわけなんです。私は、具体的に、緊急、当面解決を必要とするもの、とにかく公明な選挙を推進するに必要だと考える、当面解決をしなければいけない問題というのは、先ほどからお話のありましたように、実は相当あるわけなんです。昭和三十四年十二月二十六日に選挙制度調査会の答申があり、自治庁案が選挙法改正要綱案としてある。自民党選挙調査会試案というものがすでにある。社会党にも公職選挙法一部改正案が用意されて、提案をされている。そして三十五年十一月に、選挙直前に、各党の協議した案もあるわけなんです。昭和三十六年二月には、公明選挙連盟の公職選挙法等改正意見の公表もあるわけなんです。これらを参考として、政府の原案として本通常国会に提案をまずすると、そして根本的な改正の問題については、私たちは任期が一年などということではなくて、二年くらいの任期をもつて、徹底的に一つそれを研究をして答申をしてみよう、こういう方向こそが、最も国民を納得させ、池田内閣の選挙法に対する、選挙制度改正に対する熱意を明確にする具体的な方法だとわれわれは考えているわけなんです。これについては、あなたはもういふふうな御見解を持たれますか。私は、具体的にこういう方法をとるべきだと思っておりますが、その点についてはいかがでありますか。

○国務大臣(池田勇人君) いろいろな案があることは承知いたしております。また国会に提案された例もあることを知っております。しかし私は、各

般の事態を考えまして、今回のような措置をとることが妥当であると考えて、御審議願っておりますのであります。

○松永忠二君 それでは刑事局長が見えておりますから……。選挙違反の件数が大へんに多くなって、悪質になってきておる。しかも、その件数についても、大体五割増しであり、買収、利益誘導のごときは、二十八年以来約八割、おとしの昭和三十四年の選挙では、八割六分七厘だと、こういうふうになっておるわけなんです。当時指名手配をした者が百名、三十三名逃亡中、未逮捕の者が二十九名であると、こういうふうにいわれているのであります。現在、一体この前の選挙で逃亡しておる者の数というのは幾人あるのでありますか。

○政府委員(新井裕君) 現在わかっておりまして、いまだに逮捕されていない者が二十三名ございます。

○松永忠二君 こういう逃亡者の数が相当なたくさん数を占めている。そういうしてまた、あなたの関係の方々も、選挙では後援会活動に名をかりて、供与等が非常に目立っている。そして物品の供与等を明確に発表されているわけでありまして、こういう問題については、やはり法的に規制をしていって、法律改正をして、徹底的にやはりこれを取り締まりをしていくということが必要だと私たちは考える。現在の法律では十分であるという点がいふところにあると思う。こういう買収とか供与、しかも、物品供与がぜいたくなつて、物品供与の件数のうちの約八割六分を占めておるといふ現在の状態、そうして

また、こうした逃亡者があつた。逃亡した後、選挙が終わったあとに出てきて、またそれに、選挙に関係をしてまた逃亡する、こういう状況では、工合が悪いから、こういう点については、やはり法律的に十分に規制をしていく必要があると私たちは考えるので、刑事局長は、いろいろな今までの証左から考えてみて、やはりこういうことが必要だ、そういう法的な規制を改めていく必要があるとお考えになつておるのかどうか、その点をお聞きしたいのであります。

○政府委員(新井裕君) お尋ねの趣旨、あるいは誤解をいたしておるかも知れませんが、私どもの承知いたしております限り、日本の選挙法というものはきわめて詳細をきわめておりまして、これ以上つけ加えるものがあるかというふうに一般的にお尋ねになりましたら、私どもは、これ以上技術的に詳細な規定を作られるというところは、かえって取り締まり上不自由を来たすという気持の方が実は強いのでございます。大へん、お尋ねと並行線のようなことでございますが、と申しますのは、形式犯というものが非常に多うございまして、これは実際は、選挙運動中にわれわれの取り締まりのエネルギーを相当消耗いたしました。従いまして、実質犯の捜査に對しまして力を注ぐべく非常にこれがじゃまになるというものが、むしろ私どもの本音でございます。で、実質犯が非常に多いというところは、形式犯が何にもやっていないように思ひますけれども、実際は、これは警告という措置でとめておりまして、立件送致をいたしますと大へん手数がかかるので、で

きるだけまあそういうことは、形式犯については警告をすることによって制止して、やめてもらうという方針でやっております。ございまして、実際の違反の件数というのは、非常に形式犯が多いのでございます。その点を一つ御了承を願いたいと思うのであります。

この前もほかの委員会でお尋ねがございまして、私どもは、もし希望を言えとおっしゃれば、こういうことはいけないのだという犯罪の類型をはっきりお示しを願ひまして、目的罪でございまして、目的を立証し、行為もそれに關係するように立証しなければならぬというところが捜査の非常な難点でございまして、できるだけ、こういうことはしてはいけないという類型をはっきりおきめを願ひたい。そういうことによつてわれわれが実質犯の捜査に最も効率的な力を注ぐようにしていただきたいということを申し上げたのでございます。

○委員長(増原憲吉君) ちょっと申し上げます。総理の日程の都合がございまして、質問を一つ総理に集中をさせていただくようにお願いをいたしまして、時間が、実は総理が来ていたことが予定より少しおくれたのです。が、大体二時間、五時半ということが一応予定であつたのであります。そのおつもりで、一つ総理に御質問を集中してお願いをいたします。

○松永忠二君 なお少しお聞きをしたわけですが、私は、今いろいろ形式犯もあつた、こういうお話だけれども、現実に統計を見てみれば、買収とか供与、利益誘導というものが、選挙違反の約八割を占めてお

る、八割以上を占めておる。しかもこの状態は、選挙法をそのままにして置いて、今度の参議院選でこの件数というのとは下がる自信があるのではありませんか。私たちはむしろこれは、今度の参議院選では増加をされるであらうというふうな考え方をもち、あなたの御答弁を聞いてみると、これ以上ごまかくしてはならぬのは困るなどというお話を聞かされたのは、やはり実際に御苦心をなさつておる方々として、むしろやはりこのまま、一年の後にこのままの状態を参議院選を迎えるということになれば、事実上やはり相当警察関係でも苦勞しなければならぬし、違反も出てくるのだから、やはりそれに間に合せてほしいという気持は私は率直に言つてあると思う。そういうような点についてはっきりした御答弁を願ひたいのは非常に残念であります。昭和二十八年、三十年、三十三年、三十五年と、こういう違反がどんどん増加をしておるわけなんです。総理にお聞きをしたいのであります。その間に公明選挙というものは常に熱心に推進をされてきたわけなんです。常時啓発も、公明選挙のそういう活動だけではこういう効果を上げることができないのではないかと、これが私たちがとしては痛切に感ぜられるわけなんです。従つて、現在の状態をそのまま置くということになるならば、参議院選挙に間に合うことができないということであるならば、単に公明選挙の常時啓発というふうな点で答申を得てみるとかというふうなことでは、とうていこれを事実上推進していくことはできなからうと考えるのであります。こういう点については、先ほどお話をあつた

ように、予算をふやして、あるいは緊急という中には常時啓発の公明選挙の方法などの答申を得るといふ気持ちもありだと思ふわけでありますが、それだけでは違反の事実から考えてみて、これは効果をあげることはできないとわれわれは考えるのですが、この点についてはお総理の一つ御見解をお聞かせ願いたいのであります。

○国務大臣(池田勇人君) これは絶滅を期するということはなかなか困難でございましょう。しかし、今までにも増して相当の具体的措置は予算その他で私はとっているつもりでございす。そして政府並びにまた候補者につきましても、私は十分心得ていたきたいと、こういうことを党内でもやっていきたいと思つております。

○松永忠二君 なお一つ、そういう点については、今あなたもおっしゃったようなことが事実あなたとしては効果もある、同時にまた、そういう点については法律的に改めていかなければ十分な効果をおさめられないということについては同感だと思ふのであります。その点はいかがでありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 今までの答弁で御了承願ふと思ひます。

○加瀬亮君 時間がないうでありますから端的に伺ひます。第三条に審議会の答申また意見を尊重するとありますが、尊重するということは、答申案を政府案として原則的には出すものだと了解してよろしうございしますか。

○国務大臣(池田勇人君) 答申の通りを出しますか、やはり政府も政府としての考えがありまして、尊重するといふことは、この通りだと私はお答えするわけにはいきません。政府は

政府といつたしまして十分尊重しながら、そして善処したいと思ひます。

○加瀬亮君 そうすると、今までの調査会の出した案と何ら異ならないと思ふのです。今の総理大臣のお言葉をそのまま受けますと、与党が反対すればゼロになるということになる。それでは今までの調査会と審議会というのは全く同じケースをたどらざるを得ないといふことになりまして、与党が反対しても政府は責任を持って答申案を尊重するといふ保証が何かありますか。

○国務大臣(池田勇人君) 今回の審議会法案は前の調査会とはよほど違つておるのであります。あの調査会を何といひますか、調査会を設けることができるといふ設置法の規定によつてやつたわけですが。今回はそうでなしに、別に単行法を設けまして、そしていろいろ調査の範囲をきめておりますし、また政府が積極的に尊重すると書いておるのでございしますから、私は、前の調査会のことと尊重はいたしますけれども、今度の心がまえといふものはよほど違つておるとお考えいただけますか。

○加瀬亮君 それではその心がまえといふのは、一応政府は審議会の答申を尊重してそれによつて原案を作ると、若干の修正はありましても。その政府案といふものには与党が激しく反対をいたしても、与党の反対は押しつけて政府案でまゐると、こういう御覚悟だと考えてよろしいのですか。

○国務大臣(池田勇人君) なかなかそこはむずかしいのでございまして、与党と政府といふものは実体は一緒でございします。問題は与党がどうかこうか

といふことより、与党の内部の意見がどうかといふ問題が切実な問題だと思ひます。私はそういうことにつきましても、この法案の趣旨にかんがみまして、十分善処したいと思つております。

○加瀬亮君 時間がありませんから、今の点はもう少し聞きたいのであります。が、次に移ります。

○国務大臣(池田勇人君) 今まではだぶしつけない質問であります。が、油田総理の後援会でありまして宏池会に対する献金が、昭和三十五年の上期と下期で非常に大きく開いております。金額にいたしますと、上期は一億三千六百七十七万、下期は三億九千六百四十万、二億八千二百七十三万、パーセントにして二五〇%ふえてゐる。総理大臣になつて献金が非常にふえたといふことになる。この点は献金をした側が、少なくとも大蔵大臣であつた池田さんよりも総理大臣になつた池田さんに何かを期待している、その期待が全部純粋なものだとは考えられないのであります。この点をどうお考えになりますか。

○国務大臣(池田勇人君) 宏池会は池田の政治活動を支援するといふことで設けられておると思つております。私はその会計には何ら関知しておりません。

○加瀬亮君 大蔵大臣でありましたときに、西政会といふこれは清酒関係の業者によりまして構成されております。団体から宏池会には九百万円、自民党には五百万円、蒸溜酒懇談会、おそら合合酒の団体だと思ひます。これは池田さんに一千二百万円、宏池会にですね。自民党に五百万円、こういう金額が献金をされております。証券会社

は野村が千二百万円、大証が一千万円、山一、日興がそれぞれ七百万円、大蔵大臣である池田さんの後援会にこれらが寄贈をされておるといふことは、そのまゝ何ら求めるものがない献金だとは受け取れないのでございします。が、宏池会としては、池田さんにこの間の事情をどのように御報告なされておりますか。

○国務大臣(池田勇人君) どこからどれだけ寄付が来たといふことは聞いておりません。私はまた届けを見ておりました。

○鈴木勲君 関連。今、総理は何ら会計には関知しない、届けも見ておらないと、こういうことなんです。非常にきつていふやうであります。非常に関心だと思ひます。あなたの後援会でしょう。あなたの後援会に多額の寄付。寄付のよしあしは別に、私はそれを今申し上げるわけじゃありません。たぐさんの寄付がされ、しかも、その寄付金が単にあなたの政治活動を援助するといふ目的以外に多数の自民党の方々のための選挙の費用に、援助費、組織活動費といふふうにして多額に支出されております。それをあなたが全然関知しない、後援会はおれは一切何をやっておるか知らぬぞと、これではあなたの後援会としてそれはおかしいと思ひ、あなた自身で責任は果たせないと思ひます。それは関知しないことはきつていふといふえまですけれども、一方、さつき申しましたように、私は無責任だと思ひ、あなたの後援会が一体どういふことをやっておられるのかよく承知して、もしその後援会に行き過ぎがあるならば、あなたがそれを何かの規制をする

といふことが、ほんとうにあなたとしてのやるべき当然の仕事だと思ひます。が、そういうことを全然おやりにならない。おれは一切会計等には関係しないのだ、知らないのだと、何をやっておるか勝手だ、これでは私はおかしいと思ふのですが、その点いかがですか。

○国務大臣(池田勇人君) 私は総裁になるまでは宏池会の事務所に行きまして、いろいろ財政経済問題につきまして、一遍に一回くらい行つておりました。しかし、そのときにおきまして、収支の問題につきましても、私は全然タッチせぬといふことを原則にいたしておるのであります。それからまた、今いろいろあれもございまして、総裁になりましてからは、もう宏池会には一切足をふ入れておりません。そうして大蔵省時代の親友が本を出したりいろいろやつておるやうであります。自分は、そういうことはもう初めからタッチしない、こういうことにしております。それから、総裁になつてからは全然あれしておりません。

○加瀬亮君 それでは、自民党の献金について伺ひます。これは、池田さんが総裁になる前の点にも触れますけれども、たとえば、日本甜菜製糖から五百万円昭和三十四年度に献金がありまして、三十四年には日本てん菜振興会法といふものができております。それから、船主協会から三十三年に一千万円、三十四年に一千万円、三十五年に八百万円献金がありました。今度利子補給法が通つております。私鉄関係は、東京急行が三十三年に三千万円をはじめ、三十四年に各私鉄連合が一千万円献金してあります。私鉄の運

最後の点は、悪質の買収、その他の悪質の違反者の場合に、これは罰金をやっても、刑務所にやっても、私は大したことならぬのじゃないかと思うので、むしろ罰金やいわゆる刑罰を与えるよりは、そういうような立候補者については、長期間にわたって立候補をさせないというような、立候補の資格を落とすということも考えると、選挙は相当私は明朗化してくるのではないかと思うのですが、こういう点は率直に言って総理としてはどういふふうにお考えになっておりますか。これは最後でありますから。

○国務大臣(池田勇人君)　むずかしい問題ばかりで、憲法にも関係する問題でございますので、これまた十分に検討いたしたいと思えます。

○委員長(増原恵吉君)　それでは総理のあれは……。
速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(増原恵吉君)　速記始めて。
それでは、本日の質疑はこの程度といたしまして、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

昭和三十六年六月十六日印刷

昭和三十六年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局